

平成 15 年 度

監 査 報 告

第 2 回 定 期 監 査 結 果 報 告
財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告
行 政 監 査 結 果 報 告

横 浜 市 監 査 委 員

監査報告第1号
平成16年5月26日

横浜市 長 中田 宏 様

横浜市監査委員	一 杉 哲 也
同	山 下 光
同	嶋 村 勝 夫
同	中 島 憲 五

平成15年度第2回定期監査、財政援助
団体等監査及び行政監査結果報告

地方自治法第199条の規定に基づき監査を行ったので、その結果を次の
とおり提出します。

第 2 回定期監査結果報告

第 1 定期監査（事務関係）

第 2 定期監査（テーマ監査「個性ある区づくり
推進費自主企画事業費」）

第 3 定期監査（工事関係）

第1 定期監査（事務関係）

1 監査の対象及び範囲

主として平成14年4月1日から平成15年11月30日までに執行された財務に関する事務について、次の局及び区を対象に監査を行った。

(1) 財務に関する事務全般について実施した局及び区

- ア 都市経営局
- イ 緑政局
- ウ 道路局
- エ 港南区
- オ 青葉区

(2) 財務に関する事務のうち、財政援助団体等監査の対象となった団体に関する事務について実施した局

- ア 市民局（財団法人横浜市勤労福祉財団、財団法人横浜市女性協会及び財団法人横浜市青少年科学普及協会）
- イ 福祉局（社会福祉法人横浜博萌会、社会福祉法人十愛療育会、社会福祉法人横浜共生会、社会福祉法人そよかぜの丘及び社会福祉法人同愛会）
- ウ 衛生局（社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会）
- エ 経済局（財団法人横浜市消費者協会及び株式会社横浜市食肉公社）
- オ 都市計画局（上大岡B地区市街地再開発組合、ヨコハマポートサイドF - 1街区市街地再開発組合、新杉田駅前地区市街地再開発組合及び財団法人横浜市建築助成公社）
- カ 建築局（財団法人横浜市建築助成公社及び財団法人横浜市建築保全公社）
- キ 教育委員会事務局（財団法人横浜市ふるさと歴史財団及び財団法人横浜市建築保全公社）

2 監査の期間

平成15年12月17日から平成16年5月20日まで

3 監査の方法

今回の監査は、監査対象局区の財務に関する事務（収入、支出、契約、検査、財産管理等）が、関係法規及び予算に基づき適正に執行されているか、また、事務・事業が効率的・効果的に執行されているか、などについて実施した。

また、監査に当たっては、それぞれ抽出により関係書類等を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

対象とした各局区の事務は、おおむね適正に執行されていたが、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、適切な措置を講じられたい。

なお、財政援助団体等監査の対象となっている各団体に関する事務について改善、検討の必要があると認められた事項については、財政援助団体等監査結果報告を参照されたい。

また、監査の期間中に、監査対象局区が既に措置を講じたものについては、「措置済事項」として記載した（以下同様）。

(1) 道路占用料の債権管理等の適正化を求めるもの（道路局）

道路の占用許可については、「道路法」で納期限までに占用料の納付がない場合は督促状を送付すること、許可の条件に反した者に対して許可の取り消しができること及び国税滞納処分の例により占用料を徴収することができることが定められている。

そこで、道路占用料の管理についてみたところ、期限内に督促状を送付していないものや延滞金の徴収を行っていないものが見受けられた。また、滞納処分の手続が行われていないため、突出看板の道路占用料について時効となっているものなどが見受けられた。さらに、占用料を滞納している者に対して占用許可の更新を行っていた。

については、納期限までに道路占用料の納付がないものには、期限内に督促状を送付するとともに、的確な滞納処分を行うなど適正な債権管理に改められたい。また、占用許可について許可要件の適用を厳正に行うよう改められたい。

なお、許可なく道路を占有している事例が多数あると考えられるので、実態を調査し、適正な手続を行われたい。

(2) 使用実態に応じた適正な道路占用料の算定を求めるもの（道路局）

陸橋等の高架下は、道路占用許可を受けることで倉庫や駐車場等の施設を設けることが認められている。

そこで、陸橋等の高架下の占用許可についてみたところ、高架下に消防器具置場を設置することを許可し道路占用料を免除していたが、自治会館の看板が掲げられていたので、実態を把握した上で適正な事務手続を行うよう改められたい。

また、高架下を駐車場として占有することを許可し、「道路占用料の減免の取扱い」により一般公共用の駐車場として道路占用料の50%を減額していたが、当該駐車場は地域住民等の専用駐車場として使用されており、減免対象としての要件を満たしていないので、減免基準の適用を厳正に行うよう改められたい。

(3) 道路予定地の管理について適正化を求めるもの（道路局）

道路予定地は、柵等により用地の範囲を明確にし市職員が巡回を行うことなどにより管理を行うこととされており、事業目的に支障が生じない範囲で目的外の使用を許可している。

そこで、用地の管理状況等をみたところ、次のようなものが見受けられた。

ア 境界杭や柵の設置が不十分であるもの

イ 隣接地権者等が駐車スペースや花壇等として使用しているもの

ウ 道路から自宅等への通路として目的外使用料を免除し使用を許可したが、実際には駐車スペースなどに使用されているもの

エ 町内会の仮設の物置として目的外使用許可を行っているが、離子保存会の看板等が掲げられているもの

については、用地の現況を的確に把握し、用地の範囲が明確になるよう境界杭や柵を設置するとともに、使用許可の用途と使用実態が異なるものについては、許可の取消し又は実際の用途に応じた許可とするなど、管理を適正に行うよう改められたい。

(4) 普通財産の債権管理等について適正化を求めるもの（道路局）

道路局の普通財産には、住居や駐車場などの敷地として貸付けを行っているものがあり、3年ごとに貸付料等の見直しが行われ、原則として20年ごとに契約が更新される。

この普通財産の貸付けについてみたところ、貸付料を滞納している借受人に対して督促状を送付し毎年催告は行っているが、長期滞納となっているものが見受けられた。また、滞納者から債務承認書や分納誓約書の提出を受けていないため、貸付料について回収が困難になっているものがあった。

については、納期限までに貸付料の支払いがない場合は、滞納者に対する督促状の送付に加えて、債務承認書や分納誓約書の提出を求めるなど、滞納貸付料の回収に努めるとともに、契約に基づく適正な管理を行うよう改められたい。

なお、このような用地の多くは本市事業への利用の予定がないと見込まれるが、平成18年には契約の更新を迎えることなどから、売払いが可能なものについては、この機会を積極的に活用して、借受人へ買取りの働きかけを行うなど、保有土地の処分を促進するよう努められたい。

(5) 有料自転車等駐車場の整理料等の徴収事務について改善を求めるもの（道路局）

横浜市が設置した有料自転車等駐車場の整理運營業務及び放置自転車等の保管場所への移動等の業務については、委託により実施している。受託者は、有料自転車等駐車場では、利用者から整理料を徴収し、自転車等保管場所では、放置自転車等の返還の際に、保管場所への移動料を徴収している。

そこで、整理料及び移動料の徴収事務についてみたところ、整理料については、定期利用申込書や一時利用券控が受託者に保管されたままで、局による領収金額の確認がされていなかった。また、移動料については、一部保管場所において、領収書が多数未交付であったもの、領収書の金額を誤って交付していたものなどが見受けられた。

については、これらの徴収業務が適切に実施されていなかったため、有料自転車等駐車場については、定期利用申込書等の領収関係書類を提出させ、領収金額の確認を行い、自転車等保管場所については、領収関係書類と放置自転車等保管台帳を照合するなど領収金額の確認を行うとともに、受託者に対しては、正確な移動料領収書を交付させ、領収金額の確認について指導を徹底されたい。

なお、必要に応じて、職員による随時検査を実施するなど適正な事務処理に改められたい。

(6) 道路損傷等による復旧工事等の費用について適正な債権管理を求めるもの

（道路局）

道路の損傷又は汚損により生じた復旧工事等は、道路管理者が施行するが、「道路法」では、これに要する費用の全部又は一部を原因者に負担させるものとしている。また、当該費用について、納期限までに納付がない場合には、督促状を送付し、完納されないときは滞納処分を行うものとしている。

そこで、当該費用の督促事務等についてみたところ、督促状が送付されていなかったもの、督促状送付後、時効となっていたものなどが見受けられた。

については、道路の損傷等による復旧工事に要する費用の未納者について、督促状を送付し催告を行うとともに、債務承認書や分納誓約書の提出を求め、なお、完納しない者に対しては滞納処分を行うなど適正な債権管理を行うよう改められたい。

(7) 食品衛生協会に対する行政財産の目的外使用許可の場所について改善すべきもの

（港南区及び青葉区）

区においては、食品営業施設及び食品等の衛生保持に関する事業等を行っている各区の食品衛生協会（以下「協会」という。）に対し、事務室として、区庁舎の一部を行政財産の目的外使用として許可している。

そこで、協会の事務室についてみたところ、許可場所は、福祉保健センター生活衛生課内の事務室の一部にあり、協会職員の机は、生活衛生課職員と並んでいた。

については、当該場所は、来庁する区民が協会職員を区職員と誤認する位置にあることなどから、協会に対する行政財産の目的外使用許可の場所について改められたい。

(8) 運営協力費の徴収について改善を求めるもの（青葉区）

青葉区では、地区センター等の管理運営について、青葉区区民利用施設協会（以下「協会」という。）へ委託している。

地区センター等は条例では無料施設と位置づけられているが、施設の運営を一層充実し、利用者に還元することを目的に、団体利用の際に任意の寄付として、協会は運営協力費を受け取っている。

そこで、区民へ配布している各施設の利用案内等についてみたところ、「横浜市地区センター管理運営マニュアル」においては使用料と誤解される取扱いは避けることとされているが、運営協力費の支払を依頼する旨の記載があるなど、使用料と誤解されるような事例が見受けられた。

については、区は協会に対し、運営協力費の利用案内等への記載について、利用者が趣旨を明確に理解できる表記に改めるよう指導されたい。

また、翌年度への繰越金が、当該年度の支出額を上回る施設も一部見受けられたので、各施設において繰越金額が高額とならないように計画を立て、利用者に適正に還元するよう指導されたい。

(9) 地域振興協力費について適切な把握を求めるもの（青葉区）

各区地域振興課では、自治会・町内会の諸活動を助成し、地域連帯意識及び福祉の向上等を図るため、各自治会・町内会に対し、毎年4月1日現在における広報配布世帯数を基準として、1世帯当たり年額1,000円の地域振興協力費を支出している。

また、各区区政推進課では、広報よこはま各区版等を自治会・町内会へ配布するため、毎月、広報配布世帯数を把握している。

そこで、青葉区の平成15年度における地域振興協力費の支出状況についてみたところ、地域振興協力費の算出基礎となっている広報配布世帯数が、区政推進課で把握している数と異なる自治会・町内会が一部見受けられた。

については、地域振興協力費の支出に当たっては、算出基礎となる広報配布世帯数を、区政推進課と連携して適切に把握するよう改められたい。

《措置済事項》

(10) 委託業務において契約書に従った適正な履行確認を求めるもの（緑政局）

西部公園緑地事務所では、今川公園など4公園の有料施設使用料収納業務を委託により実施している。

委託契約書によると、受託者は市民利用施設予約センターから送付された施設利用予定表（以下「予定表」という。）に当日の実際の利用状況を記入し、毎月この写しを現金送達簿とともに公園緑地事務所へ送付することとされているが、現金送達簿のみ送付され、利用状況記入後の予定表は送付されていなかった。

ついては、現金送達簿で受託者が指定金融機関に納付した有料施設使用料は確認できるものの、利用状況記入後の予定表がなければ実際の有料施設の利用状況は確認できないので、契約書に従い受託者にこれを送付させ、委託業務の適正な履行確認を行うよう改められたい。

【対象局が講じた改善内容】

緑政局では、平成16年4月分から利用状況記入後の施設利用予定表を受託者に提出させるとともに、担当者会議で委託業務の適正な履行確認等について周知徹底を図り、併せて各公園緑地事務所に通知した。

(11) 公園施設の設置許可等の手続について改善を求めるもの（緑政局）

西部公園緑地事務所の平成14年度の公園施設の設置又は管理の許可及び公園の占用の許可の業務処理状況をみたところ、公園施設の設置等の期間をさかのぼって許可していた事例が見受けられ、また、許可に係る決裁文書の所在が不明となっている事例も見受けられた。

ついては、今後は文書管理を適正に行うとともに、事務処理期間を考慮して業務処理を完了するよう関係者に強く指導するなど、公園施設の設置許可等の手続について改善されたい。

【対象局が講じた改善内容】

緑政局では、平成16年度から公園施設の設置許可等の手続を適正に行うとともに、担当者会議等で文書管理を含めた適正な処理について周知徹底を図り、併せて各公園緑地事務所に通知した。

また、公園施設の設置許可等の手続について、重ねて注意を喚起するため、毎年3月1日付けで各公園緑地事務所に通知することとした。

(12)道路の管理について適正化を求めるもの（道路局）

横浜横須賀道路金沢支線の出口と連絡する市道長浜99号線と、本市管理の道路の交差する場所については、平成4年の金沢支線の開通に際して、事故を防止するために、関係機関との協議により金沢土木事務所が仮設ガードレールを設置した。

そこで、この道路の管理状態をみたところ、この本市管理の道路の行き止まり部分が駐車場として使用されていたので、直ちに適切な措置を講じられたい。

【対象局が講じた改善内容】

道路局は、平成16年4月に道路を無断で占有している者に対して是正指導を行い、同年5月に車等は撤去された。また、同年5月に駐車防止のための措置を講じた。

(13)地下埋設物調査等委託について適正な契約手続を行うこと等を求めるもの

（道路局）

平成15年度に橋梁課が実施した、「瀬谷橋架替工事に伴う地下埋設物調査委託（以下「地下埋設物調査委託」という。）」及び「瀬谷橋架替工事に伴う地下埋設物調査に係る測量委託」についてみたところ、地下埋設物調査委託において、当初の契約内容と異なる新たな業務が生じていた。

このような場合は、新たな業務について別途契約を締結しなければならないが、実際には、地下埋設物調査委託の契約を増額変更し、契約変更で処理することができなかった業務分を、同調査に係る測量委託として発注していた。さらに、業務内容の変更に伴う契約手続を行う前に作業を実施させていた。このため、契約日と報告書の工期や測量データの記録日が整合しないものとなっていた。

については、契約内容に大幅な変更が生じた場合は、適正な契約手続を行うよう改めるとともに、契約手続等を行った後に作業を指示するよう周知徹底されたい。

【対象局が講じた改善内容】

道路局では、契約内容に変更すべき事項が生じたときは適正な契約手続を行うこと及び契約手続を行った後に作業指示を行うことを平成16年5月に関係各課に通知し、周知徹底を行った。

(14)物品の調達について適正な手続を行うこと等を求めるもの（道路局）

「横浜市契約事務委任規則」によると、1件10万円以上の物品の調達等については、財政局長に契約の締結を依頼し、競争入札等により契約することとされている。

そこで、道路調査課のパソコン用ソフトウェアの調達についてみたところ、総額約22万円の同一ソフトウェア9本の調達を、10万円未満の3件に分割し、単独随意契約を締結していた。

今後、物品調達に当たっては、発注を分割することなく、必要な調達量の合計金

額に基づき適正な調達手続を行うよう周知徹底するとともに、決裁権者が確認を行うなど、事務手続についての内部チェックの一層の強化を図られたい。

【対象局が講じた改善内容】

道路局では、一連の物品について分割して調達を行わないこと、局内チェックを強化することなどを平成16年5月に関係各課に通知し、周知徹底を行った。

(15) タクシーチケットの保管について改善を求めるもの（港南区）

総務課における平成14年4月から平成15年11月までのタクシーチケットの受払い状況についてみたところ、受払簿は作成されているものの、利用者や行き先などの記載が漏れているものが37件見受けられた。

については、タクシーチケットは、現金と同様に厳正な管理が必要であるので、受払簿の適正な記録と残高確認を行うよう改められたい。

【対象区が講じた改善内容】

港南区では、タクシーチケットの使用に際して、平成16年2月に受払簿への記載を適正に行うとともに、適時に残高確認を行うよう事務手続の改善を図った。

(16) 適正な契約事務を行うよう改善を求めるもの（青葉区）

青葉区の契約事務をみたところ、次のようなものが見受けられたので、今後は、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

ア 区政推進課及び福祉保健課においては、切手購入の際、購入後に発注伺の作成や契約手続（うち1件については、受入の半年後）を行っていたもの

該 当 課	郵券の種類	受入件数	受入枚数
区政推進課	80円切手	3件	250枚
	50円はがき	2件	200枚
福祉保健課	80円切手	8件	2,400枚
	100円切手	2件	100枚
	120円切手	2件	300枚
	140円切手	1件	300枚
	50円はがき	3件	500枚
合 計		21件	4,050枚

イ 転入者向け「情報の福袋事業」において、ガイドマップを8,000部増刷した際、納入から3か月以上を経過してから、発注伺の作成や契約手続を行っていたもの

【対象区が講じた改善内容】

青葉区では、郵券の購入については、平成16年3月に、物品の購入については、平成16年5月に、それぞれ適正な発注・契約手続を行うよう各課に通知し、周知徹底を行った。

第2 定期監査(テーマ監査「個性ある区づくり推進費自主企画事業費」)

1 監査テーマ

個性ある区づくり推進費自主企画事業費

2 監査の対象及び範囲

主として平成14年4月1日から平成15年11月30日までに執行された上記テーマに関する事務について、次の区を対象に監査を行った。

- (1) 鶴見区
- (2) 西区
- (3) 港南区
- (4) 金沢区
- (5) 青葉区
- (6) 瀬谷区

3 監査の期間

平成15年12月17日から平成16年5月20日まで

4 テーマ選定の理由

本市では、横浜リバイバルプランを策定し、平成15年10月の「新時代行政プラン・アクションプラン」では、重点改革項目の一つとして、「局と区が自律的に運営できる仕組みづくりと局・区の機構の再編」を掲げ、予算、人員、組織の権限と責任を大幅に区に移管することとされている。

個性ある区づくり推進費のうち自主企画事業費は、地域総合行政機関としての区役所が、地域の実情に応じた多彩な事業を展開し、区民の日常生活における身近な課題や要望に対し、区が創意工夫を発揮し、迅速・的確に対応していくための予算として、平成6年度に創設され、これまで一律「1区1億円」の予算額となっていたが、平成15年度からは、「基礎額」を1区8千万円とし、これに加え、各区の新規事業計画の内容に応じた「新規事業費」を予算計上することとした(表1)。

そこで、このような状況を踏まえ、区役所で執行している個性ある区づくり推進費自主企画事業費を監査テーマとして選定し、事業が効果的に執行されているか、区民ニーズに適合した事業が実施されているか等の視点から、重点的な監査を行うこととした。

【表1】平成15年度予算の状況

区名	予算額 千円	基礎額 千円	新規事業費（件数・主な事業・事業費）	
			件数	事業費 千円
鶴見	101,200	80,000	5	鶴見川を活かしたまちづくり推進事業 21,200
西	96,200		7	市民活動拠点支援事業 16,200
港南	104,300		3	こども夢体験ひろば事業 24,300
金沢	99,600		7	区民活動拠点設置事業 19,600
青葉	103,100		11	放置車両対策事業 23,100
瀬谷	97,500		7	子育て“ほっとスペース”事業 17,500
その他の区計	1,198,100	960,000	-	238,100
18区合計	1,800,000	1,440,000	-	360,000

5 監査の方法

市民に身近な区役所において、日常生活における課題や要望を受け、区民ニーズに適合した個性ある区づくり推進費自主企画事業費の予算が組まれている。これが、適正かつ経済的、効果的に事業執行されているかについて検証するため、次のような視点から監査を行った。また、監査に当たっては、それぞれ抽出により関係書類等を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

- (1) 事業が計画的・効果的に執行されているか。
- (2) 区民ニーズに適合した事業が実施されているか。
- (3) 事業内容・執行体制の見直しが適宜行われているか。

6 平成14年度個性ある区づくり推進費自主企画事業費決算の状況

(1) 平成14年度決算額

平成14年度決算額は全区合計で1,799,461千円であった。

【表2】平成14年度決算の状況

区名	決算額 千円	主な執行内容
鶴見	100,000	都市マスタープラン・鶴見区プラン推進事業 ワールドカップを成功させる鶴見区民の会事業 鶴見川関連5区連携事業
西	100,000	都市計画マスタープラン西区プラン策定事業 歴史と文化を活かしたまちづくり事業 ふれあい福祉推進事業
港南	100,000	災害に強い区づくり事業 まちの美化活動推進事業 障害児・者スポーツ活動参加支援事業
金沢	100,000	まごころ福祉保健推進事業 ユースライブ公会D○ 都市計画マスタープラン地区プラン策定事業
青葉	100,000	青葉ふるさとづくり事業 福祉の街づくりを推進する事業 健康づくり・子育て支援事業
瀬谷	100,000	親子の心と絆を育てる支援事業 生き生き区民顕彰事業 中学生こころのホットライン瀬谷
その他の区計	1,199,461	-
18区合計	1,799,461	-

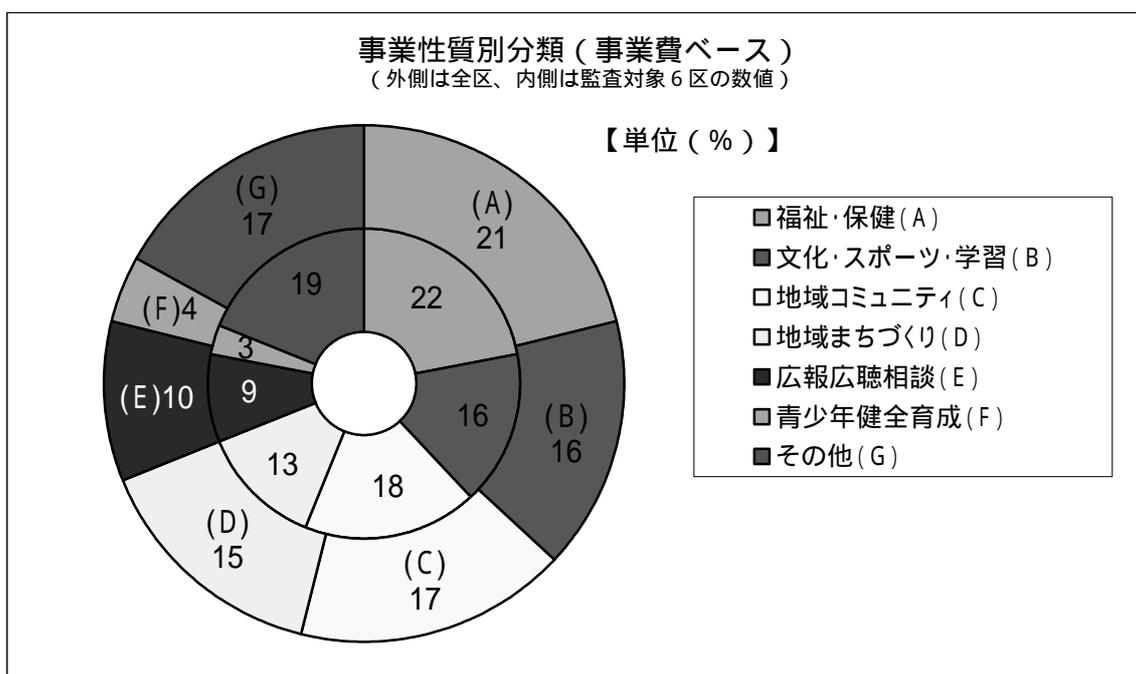
(2) 平成14年度決算における事業の性質別分類

18区で実施されたすべての事業（754事業）を性質別に分類した結果は次のとおりである（福祉・保健、文化・スポーツ・学習など7つに分類）。

図1によると、個性ある区づくり推進費自主企画事業費については、「福祉・保健関係」、「文化・スポーツ・学習関係」、「地域コミュニティ関係」、「地域まちづくり関係」の事業がバランスよく実施されている。

特に全体事業費の約2割を占めている「福祉・保健関係」では、介護予防、障害者支援、子育て支援などの事業が各区で実施されていた。

【図1】



(3) 継続して実施している事業の状況

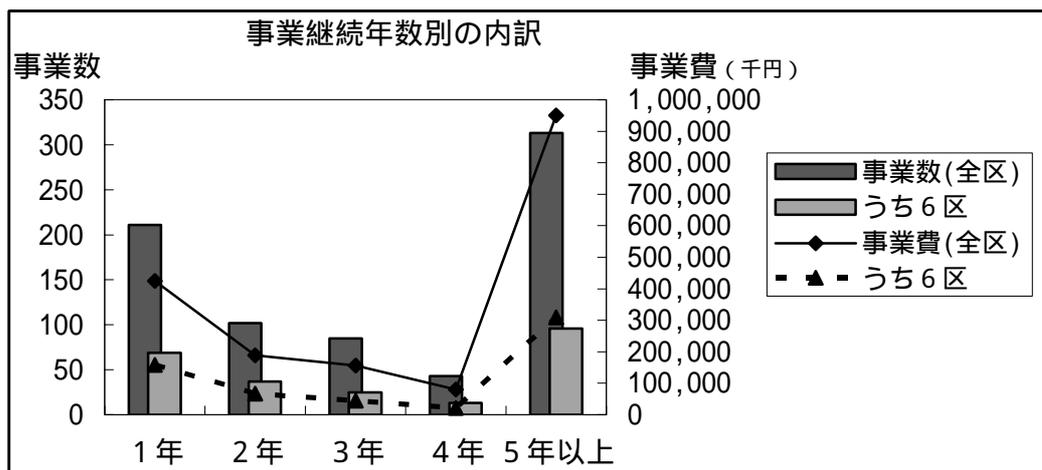
自主企画事業費については、3か年をめぐりに、個々の事業内容の見直しを行い、事業効果を検証するなど、予算の硬直化を招かないよう努めることとされている。

図2及び表3は、事業の継続状況を見るために、平成14年度に実施された事業を、事業継続年数ごとに示したものである。

これによると、平成14年度においては、全区で211事業、監査対象6区では69事業が新たに実施されている。また、5か年以上継続している事業が全区で313事業（事業費ベースで9億5千万円）、監査対象6区では96事業（同3億9百万円）あり、全区では事業費全体の約53%、監査対象6区では約52%を占めている。

なお、自主企画事業費の創設以来9年間継続している事業が全区で143事業（約19%）、監査対象6区では41事業（約17%）あり、事業費ベースでは、全区で4億8千万円（約27%）、監査対象6区では1億5千万円（約24%）を占めている。

【図2】



【表3】事業継続年数別事業費内訳

	事業数(全区)		事業数割合(全区)		事業費(全区)		事業費割合(全区)	
	うち6区	うち6区	うち6区	うち6区	うち6区	うち6区	うち6区	
	件	件	%	%	千円	千円	%	%
1年	211	69	28.0	28.8	425,076	158,244	23.6	26.4
2年	102	37	13.5	15.4	188,143	67,208	10.5	11.2
3年	85	25	11.3	10.4	155,807	44,524	8.7	7.4
4年	43	13	5.7	5.4	80,013	20,824	4.4	3.5
5年以上	313	96	41.5	40.0	950,422	309,200	52.8	51.5
(うち9年)	(143)	(41)	(19.0)	(17.1)	(481,390)	(145,556)	(26.8)	(24.3)
合計	754	240	-	-	1,799,461	600,000	-	-

7 監査の結果

対象とした各区の事務は、区民ニーズ等を踏まえ、おおむね適正に執行されていたが、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、適切な措置を講じられたい。

(1) 計画的・効果的な執行を求めるもの

ア 委託契約について改善を求めるもの(鶴見区)

鶴見区では、区行政への様々なニーズに迅速かつ円滑に対応する「区行政推進費(事業)」において、「生活衛生課窓口改善その他業務委託(平成15年3月27日発注、契約金額247万円)」を実施していた。

そこで、同委託についてみたところ、横浜市契約規則によると、随意契約を締結しようとするときは、2人以上から見積書を徴さなければならないが、年度内に執行する必要があること、平成15年2月に発注した福祉保健課等のレイアウト変更と並行して実施すること等を理由に、単独随意契約を行っていた。

については、今後の発注に当たっては、計画的に契約手続を行うよう改められたい。

イ 事業執行について改善を求めるもの（西区）

西区では、総合案内窓口改善等整備事業として、区民に親しまれ利用しやすいように、総合案内サインを改善するなど、区庁舎の環境設備改善を行っている。

そこで、平成14年度の実施状況についてみたところ、改修工事等では5件、照明器具更新工事では3件について、それぞれ分割して委託しているものが見受けられた。

については、今後の区庁舎の整備等に際しては、事業を経済的・効果的に執行するため、年度当初に執行計画を立て、一括した発注・契約手続を行うよう改められたい。

ウ 誰にもやさしい区庁舎整備事業について改善を求めるもの（金沢区）

金沢区では、来庁する区民の誰もが安心して快適に利用できるよう、ソフト・ハードの両面から整備を推進する「誰にもやさしい区庁舎整備事業」を実施している。

そこで、平成14年度の実施状況についてみたところ、区庁舎及び公会堂内のトイレ改修工事において、100万円未満の6件の工事に分割して発注していた。

また、平成15年度の番号掲示板更新委託等においても同様の分割発注の状況が見受けられた。

については、今後の発注に当たっては、事業を経済的・効果的に執行するため、年度当初に執行計画を立て、一括した発注・契約手続を行うよう改められたい。

(2) 区民ニーズに合った事業実施を求めるもの

ア 市民学級等の実施内容等について検討を求めるもの

（鶴見区、港南区、金沢区、青葉区及び瀬谷区）

各区において、区民が社会のさまざまな課題に自主的に取り組み、学習する場を提供するため、生涯学習に関する講座を区民から応募のあったテーマの中から選定し、同講座を市民学級等として区民団体に委託して実施している。

市民学級等は、区民が自主的に学級の企画運営を行う過程の中で、自主グループづくりや活動方法等のノウハウを学び、地域におけるまちづくりや学習ボランティア、リーダーの育成を目的として開設している。

そこで、港南区及び金沢区における市民学級等の実施状況等についてみたところ、講座定員に対して、参加者が半分以下のものが見受けられた。

については、学級の運営に当たっては、より一層参加者募集の広報に努め、また、学級の内容について、十分検討のうえ、区民に関心のあるテーマを選定されたい。

なお、市民学級等の運営については、区民から応募のあったテーマを選んでおり、今後区民による自主的、主体的な運営を目指す観点から、各区の現状も踏まえ、事

業委託から運営費補助方式への変更を検討されたい。

イ オープンハウスの利用促進を求めるもの（西区）

西区では、商店街を中心としたまちづくり検討事業として、平成15年10月から、区内商店街に位置するビルを区が賃借し、その2階の一部を活用して、区の各種事業の目的や進め方等を区民にわかりやすく開示し、意見を取り入れるための情報提供の場として、オープンハウスを整備した。

そこで、オープンハウスの運営状況についてみたところ、平成16年2月末現在、一日平均約12人程度の利用にとどまっていた。これは、区民ホール等にポスターを掲示しているものの、施設入口に事業内容を記載した案内表示等がなく、開所日が平日に限られていることや、広報よこはま西区版や西区ホームページに掲載がないことも一因と考えられる。

については、事業趣旨に沿って、区民の利用が促進されるよう、効果的な方策を実施されたい。

ウ 老朽家屋撤去費助成について検討を求めるもの（西区）

西区では、平成15年度に西区老朽家屋解体撤去工事費助成要綱を制定し、区内の住宅密集地にある老朽化の著しい家屋が、地震等により倒壊し、それに起因して、他人の生命、財産等に損害を与える恐れがあるときに、当該家屋の所有者が、自ら解体撤去する場合に、その費用の一部を助成する事業を開始した。

そこで、同事業の実施状況についてみたところ、助成実績がない状況にあったので、同要綱に定める助成の要件（所有年数、所得、解体撤去後の権利放棄など）の適否を含めて、事業の実施可能性について検討されたい。

エ 市民参加講座について参加人員の増加に向けた工夫を求めるもの（金沢区）

金沢区では、区民が地域文化活動の担い手となるための演習の場として、「アートマネジメントセミナー事業」を実施しており、事業内容である市民参加講座の開催を、文化イベント活動を行っている市民団体に委託している。

そこで、平成15年度における同事業の実施状況をみたところ、「魅力的なイベントのプロデュース」等8回の講座を開催し、講座の募集対象は一般市民の応募者30名とされていたが、講座参加登録者は19名（うち6名は受託者である同団体の会員）と少ない状況であった。

については、今後このような市民参加講座を開催する場合には、区民ニーズを把握し、より多くの区民にとって参加しやすい講座内容となるよう検討されたい。

オ 健康スポーツ大会の運営について改善を求めるもの（金沢区）

金沢区では、区民の健康づくりと地域の連帯等を図るため、健康スポーツ大会を開催し、運営は金沢区区民利用施設協会への委託により実施している。委託契約書によると、同大会は区内の全地区センター、コミュニティハウス及びスポーツ会館15施設で開催することとしている。

そこで、平成14年度の業務実績報告についてみたところ、8施設（10大会）で実施していたが、7施設では大会が開催されていなかった。なお、委託料は未開催分について戻入されていた。

については、事業趣旨を踏まえ、健康スポーツ大会の開催に当たっては施設の実態に応じ企画等を十分に検討・調整し、多数の区民が参加できるよう取り組まれない。

カ 子育てほっとスペース事業等について利用促進を求めるもの（瀬谷区）

瀬谷区では、子育て支援策の一つとして、平成15年10月から区内の4か所の幼稚園と委託契約を結び、平日午前中の2時間（10時から12時まで）の施設開放を行う、「子育てほっとスペース事業」と、公立保育園2か所で園庭開放を毎月第三日曜日午前中の2時間行う、育児支援「交流と仲間づくり」事業を行っている。

そこで、これらの事業の利用状況をみたところ、幼稚園の施設開放では2か所で1開催日平均利用者数（親子）が2組以下となっていたものや、公立保育園の園庭開放では1日10人以下となっていたものが見受けられた。

については、両事業とも、事業の広報や関係者との連携を強化し、利用促進を図りたい。

(3) 事務内容・執行体制の見直し、検討等を求めるもの

ア 実行委員会の事務手続について改善を求めるもの（鶴見区）

区内の臨海部の自治会町内会、地域ボランティア団体等で組織された「つるみ臨海フェスティバル実行委員会」の事務局（出納関係事務等）を鶴見区地域振興課が行っているが、次のようなものが見受けられたので事務手続を適正に行われたい。

(ア) 上記フェスティバルは毎年10月中旬に開催されるが、事務局において、財源の大部分を占める区補助金の請求手続が遅れたため（補助金を平成14年度は平成15年1月に、平成15年度は平成15年12月に受領）、主要な支出が遅れていたもの

(イ) 実行委員会が行う会場設営業務は委託により実施しており、その業者選定に際しては複数業者の見積り合わせ等によっているが、締結した当初契約金額に対して追加契約金額の割合が大きくなっている（平成14年度47%、平成15年度36%）、計画的・効率的な発注となるよう、事前に全体計画について検討するとともに、関係機関等と十分に調整すべきもの

イ こうなん文化交流協会の事務及び運営等について検討を求めるもの（港南区）

こうなん文化交流協会（以下「協会」という。）は、文化活動を通じて区民の交流を促進し、地域文化の向上発展等を目的として設立され、協会の会費の徴収や支払いなど協会の出納関係事務等の事務局を港南区地域振興課が行っている。

協会では活動に当たっては文化事業ごとに部会を設け、区からの補助金や会費収入について各部会に交付するとともに、部会においても自ら行事参加料の徴収やチケットの販売を行い、合わせて活動財源としている。

そこで、協会の決算書をみたところ、各部会の活動費決算額は区補助金及び会費収入額のみを計上していたが、実際には部会で徴収した行事参加料等を含めて活動費として支出しているため、事業全体を示す決算書を作成するよう改められたい。

なお、会費収入の徴収事務については協会の事務局である区が行っているが、部会ごとに事業活動を行い、行事参加料の徴収やチケットの販売を自ら行っていることから、協会が直接会費収入を徴収するなど、協会における自主運営をより一層促進することについて検討されたい。

ウ 実行委員会の運営等について改善を求めるもの（港南区、金沢区及び瀬谷区）

港南区及び瀬谷区における実行委員会の事務についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、事業資金の安全な保管を図られたい。

(ア) 瀬谷区の「鑑賞事業実行委員会」において、補助金精算残金（区への戻入額600,000円）を金庫に15日間保管していたので、迅速な入金手続を行うべきもの

(イ) 港南区の「港南区民まつり実行委員会」において、子供部会では、補助交付額300,000円を2か月半の間、警備部会では、補助交付額230,000円を5か月半の間、金融機関に預金せず、現金で金庫に保管し、執行していたもの

また、金沢区の「中学生スポーツボーリング教室実行委員会」及び「ジュニアゴルフ体験教室実行委員会」においては、参加者が募集人員の半分以下であったので、区民への事業広報等を積極的に行うなど、参加者の拡大に向けた取り組みを図られたい。

《意見》

自主企画事業費は、区役所が地域の実情に応じた多彩な事業を展開し、区民の日常生活における身近な課題や要望に対し、区が創意工夫を発揮し、迅速・的確に対応していくための予算として位置づけられている。

しかし、今回の監査では、5年以上継続している事業が数多く見受けられ、また、自主企画事業費創設以来9年間継続して実施しているものも少なくない状況にあった。

防災事業や区民まつり事業など継続して取り組む必要があるとされている事業があることや、区においては同一事業の中でも実施内容等について見直しも行われていることは見受けられたが、継続事業が多くなると、予算額8千万円の事業内容が固定化し、弾力的な事業展開ができる余地が少なくなるおそれもある。

については、個性ある区づくり推進費自主企画事業費の予算編成や事業執行に当たっては、事業が計画的・効果的に実施されているか、事業内容が区民ニーズに適合したものとなっているか、事業内容・執行体制の見直しが適宜行われているかなどについて、区自らが常に点検し、その結果を踏まえて、今回の監査結果で述べた事項も含め、適切かつ柔軟に対応を図られたい。

第3 定期監査（工事関係）

1 監査の対象及び範囲

主として平成14年4月1日から平成15年11月30日までに契約された工事及び前年度から継続している工事（委託を含む。）について、次の局を対象に監査を行った。

(1) 工事全般について実施した局

ア 緑政局

イ 道路局

監査対象工事及び監査実施工事

監査対象局	監 査 対 象 工 事		監 査 実 施 工 事 (監査対象工事の中から抽出)	
	件 数	工事金額（契約）	件 数	工事金額（契約）
緑 政 局	905件	138億2,703万7,619円	103件	37億3,099万1,250円
道 路 局	2,715件	715億 469万5,153円	169件	163億5,528万 620円
計	3,620件	853億3,173万2,772円	272件	200億8,627万1,870円

主な監査実施工事は次のとおりである。

ア 緑政局

本牧山頂公園一部整備工事、東永田公園施設改良工事、大正公園施設改良工事、野庭わんぱく公園他施設改良工事、三ツ沢公園馬術練習場地質調査業務委託

イ 道路局

主要地方道藤棚伊勢佐木線西区藤棚町一丁目地内舗装補修工事、港南土木管内道路除草工事（その2）、中土木管内道路整備工事・狭あい道路拡幅整備工事（その2）、都市計画道路環状2号線羽沢地区街路整備工事（5工区その30）、都市計画道路環状2号線森支線街路整備工事（3工区その1）、旭土木管内道路整備工事（その3）、都市計画道路山下長津田線（長津田地区）測量委託

(2) 工事関係のうち、財政援助団体等監査の対象となった団体に関する工事について実施した局

ア 福祉局（社会福祉法人横浜博萌会）

イ 都市計画局（上大岡B地区市街地再開発組合、ヨコハマポートサイドF-1街区市街地再開発組合及び新杉田駅前地区市街地再開発組合）

ウ 建築局（財団法人横浜市建築保全公社）

2 監査の期間

平成15年12月17日から平成16年5月20日まで

3 監査の方法

今回の監査は、監査実施工事の計画、設計、契約、施工管理、安全管理、検査等が適正かつ効率的に執行されているかについて、関係書類の検査及び工事現場の調査等により実施した。また、平成14年5月に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」が本格施行されたことを踏まえて、「環境負荷の低減」の観点からも監査を実施した。

4 監査の結果

対象とした各局の工事は、おおむね適正に執行されていたが、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、適切な措置を講じられたい。

なお、財政援助団体等監査の対象となっている各団体に関する工事について改善、検討の必要があると認められた事項については、財政援助団体等監査結果報告を参照されたい。

(1) 建設廃棄物等の処分費の取扱いについて、設計書のチェックの強化を求めるもの

(道路局)

道路局の積算システムでは、間接工事費は、コンクリート殻などの建設廃棄物等を処分費として入力し認識させることにより、自動的に、間接工事費の対象額を計算し、所定の率を掛けて算出される。

そこで、61件の道路整備工事等をみたところ、「主要地方道藤棚伊勢佐木線西区藤棚町一丁目地内舗装補修工事」など2件の工事において、一部の建設廃棄物等を処分費として入力しなかったため、間接工事費の対象額が大きくなり、間接工事費が増え、設計金額が約1万円及び6万円の過大積算になっていた。

については、処分費の入力を正確に行うよう設計担当者へ周知徹底を図るとともに、積算のチェックの強化を図られたい。

(2) 管内道路除草業務を請負工事から委託業務に改めること等を求めるもの(道路局)

「港南土木管内道路除草工事(その2)」など3件をみたところ、工事内容が道路用地内の除草・立木の剪定等であり、工事による共通仮設費率を用いて工事費を算出し、工事として発注していたが、草刈り、除草などの樹木保護管理業務は、主として労働役務による作業であるので、業務実態を踏まえ、委託として発注するよう改善されたい。

また、草刈り、除草などの共通仮設費率の構成内容は、工事と異なるので、適切な共通仮設費率を定めるとともに、設計担当者に周知徹底を図られたい。

《措置済事項》

(3) 設計変更を適正に行うよう求めるもの（緑政局）

「横浜市工事設計変更事務取扱要綱」（以下「要綱」という。）によれば、設計変更の決定及び契約変更は、当該工事の目的を変更しない限度において、特に必要な場合又はやむを得ない場合のほか、これを行うことができないとされている。

そこで、「東永田公園施設改良工事」及び「野庭わんぱく公園他施設改良工事」をみたところ、当初設計の工事対象に含まれていなかった六ッ川四丁目公園など15公園において、市民からの要請による工事等が、設計変更により追加施工されており、要綱の範囲を超えた設計変更が行われていた。また、このうちの9公園は、公園維持管理を目的とした樹木の伐採や剪定であり、工事ではなく公園維持委託で行うべきものであった。

ついては、施設改良工事の設計変更に当たっては、要綱に基づき適正に実施するとともに、公園維持管理を目的とした樹木の伐採や剪定は、委託で行うよう周知徹底を図られたい。

なお、市民からの要請に、より迅速、適切に対応できるよう検討されたい。

【対象局が講じた改善内容】

緑政局では、設計変更は要綱に基づき適正に実施するよう、また、公園維持管理を目的とした樹木の伐採や剪定など市民からの要請にはその内容により緊急工事、修繕、委託等で適切に対応するよう、平成16年4月に工事担当課長に通知するとともに、工事担当係長会において周知徹底を行った。

(4) 伐採木等の処分費において、見積りによる積算を適正に行うよう求めるとともに、積算のチェックの強化を求めるもの（緑政局）

緑政局の公園整備工事で発生する伐採木等は、当初設計において神明台グリーンコンポスト施設又は焼却工場で処分することとしているが、受入種別、規格に適合しない場合は「公園緑地整備工事積算基準」（以下「積算基準」という。）により処分先（平成15年12月からは、公園維持管理としたものを除き、当初設計から民間処分場を処分先とすべきものとされている。）を変更し、処分費の見積書を徴収して、設計変更することとしている。また、積算基準によると、見積りによる設計単価の決定方法は、可能な限り多くの見積り先（最低3社）から徴収し、最低価格をもって設計単価とするが、3社に満たない場合は、最低価格の90%の額を設計単価としている。

そこで、「大正公園施設改良工事」など5件について、伐採木等の処分先を変更した工事をみたところ、処分費の見積書を徴収して設計変更しているが、このうちの2件については、1社の見積り金額をそのまま処分費の設計単価として採用して

いた。また、そのうちの1件については、処分先までの運搬費が未計上となっており、設計金額が約10万円の過小積算となっていた。

については、伐採木等の処分費の見積りによる設計単価の決定については、積算基準に基づき適正に行うよう周知徹底するとともに、運搬費を適正に積算するようチェックの強化を図られたい。

【対象局が講じた改善内容】

緑政局では、積算基準に基づき、伐採木等の処分費の見積りによる設計単価の算出を適正に行うよう、平成16年4月に工事担当課長に通知した。また、検算チェックシートによる積算のチェックを強化するよう、平成16年4月に工事担当課長に通知するとともに、工事担当係長会で周知徹底を行った。

(5) 工事費等の積算を正確に行うとともに、チェックの強化を求めるもの（緑政局）

「三ツ沢公園馬術練習場地質調査業務委託」の設計金額は、「土木工事積算基準・標準歩掛表（計画・調査編）」等により算出されているが、地質調査に係る労務費の歩掛りの転記を誤ったため、設計金額が約16万円の過小積算となっていた。

また、「本牧山頂公園一部整備工事」において、同公園に設置する総合解説板の設計単価は、製造業者から見積書を徴収し決定していたが、設計書に金額を転記する際に誤ったため、設計金額が約23万円の過小積算となっていた。

については、工事費を正確に積算するとともに、チェックの強化を図られたい。

【対象局が講じた改善内容】

緑政局では、検算チェックシートによる積算のチェックを強化するよう、平成16年4月に工事担当課長に通知するとともに、工事担当係長会で周知徹底を行った。

(6) 環境負荷低減の観点から、改良土を適正に使用するよう、積算基準の周知徹底を求めるもの（緑政局）

緑政局の「公園緑地整備工事積算基準」（以下「積算基準」という。）によれば、硬質塩化ビニル管の全周基礎の使用材料は、建設発生土を処分する工事で、工事全体で使用する硬質塩化ビニル管の基礎材使用量よりも発生土量が多い場合は、基礎材料に山砂を用いた場合と改良土を用いた場合の1 m³当たりの金額を比較積算した上で、安価な材料を使用することになっている。

そこで、硬質塩化ビニル管による排水設備工事を行う「東永田公園施設改良工事」など7件をみたところ、1件において、使用材料に改良土を使用した方が安価であるにもかかわらず、比較積算を行わずに山砂を使用していた。

については、設計担当者へ積算基準の周知徹底及びチェックの強化を図り、適正な設計金額を積算されたい。

なお、今後、環境負荷低減の観点から、原則として、改良土を使用するよう積算基準の見直しを検討されたい。

【対象局が講じた改善内容】

緑政局では、積算のチェックを強化するために、検算チェックシートに改良土の項目を追加するとともに、小規模工事における硬質塩化ビニル管の全周基礎の使用材料について、改良土の使用を原則とするよう積算基準を改定した。

また、平成16年4月に工事担当課長に通知するとともに、工事担当係長会で周知徹底を行った。

(7) 仮置場の借地期間の算定方法をより具体的に定めることを求めるもの（道路局）

土木事務所が発注する道路整備工事等では、建設発生土や建設廃材等の仮置場として、標準面積130m²の用地の借地料を計上することとし、借地期間は、工期から工事を行わない期間を除いた期間としている。

そこで、工事内容等が類似した「中土木管内道路整備工事・狭あい道路拡幅整備工事（その2）」など6件の工事の借地期間をみたところ、そのうち5件は、工期からおおむね2か月程度差し引いた期間とし、1件は、半月程度を差し引いた期間としていた。

ついては、借地期間の算定方法に不統一があるので、借地期間の算定方法をより具体的に定め、設計担当者への周知徹底を図られたい。

【対象局が講じた改善内容】

道路局では、借地期間の算定の考え方を、平成16年4月に各所属長に通知するとともに、土木事務所道路係長会において周知徹底を行った。

また、借地期間の算定方法をより具体的に定め、平成16年5月に各土木事務所副所長に通知した。

(8) 「建設リサイクル法」に基づき適正な手続を行うよう求めるもの（道路局）

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）が平成14年5月に施行され、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルトコンクリートの特定建設資材廃棄物は、種類、処分先などの処分方法を契約書に明示するよう定められた。また、これらの特定建設資材廃棄物の種類や処分先を変更する場合には、請負契約の当事者は変更契約書を取り交わすこととされている。

そこで、「都市計画道路環状2号線羽沢地区街路整備工事（5工区その30）」など61件の工事をみたところ、11件で契約書に明示されていない横矢板（木材）を処分し、また、契約書と異なる処分先へアスファルトコンクリートなどを処分してい

たにもかかわらず、変更契約書を取り交わしていなかった。

については、建設リサイクル法の趣旨に基づき、契約書に明示されている特定建設資材廃棄物の種類や処分先を変更する場合は、変更契約書を取り交わすよう、設計担当者への周知徹底とチェックの強化を図りたい。

【対象局が講じた改善内容】

道路局では、建設リサイクル法に基づき適正な手続を行うよう、平成16年4月に各所属長に通知するとともに、土木事務所道路係長会において周知徹底を行った。

また、チェックの強化を図るよう、平成16年5月に各所属長に通知した。

(9) 測量委託の精算方法等を適正に行うよう求めるもの（道路局）

測量委託において、予定数量が作業の進捗により変動する場合は、概算数量契約により契約し、作業後数量が確定した段階で精算を行っている。

そこで、「都市計画道路山下長津田線（長津田地区）測量委託」など2件の精算書をみたところ、精算時に直接測量費が増えているにもかかわらず、直接測量費に率を用いて算出した諸経費を減額し、精算金額を増やさず、当初契約額と同じ額で精算していた。

については、適切に諸経費を計上するなど適正な精算を行うよう、設計担当者への周知徹底を図りたい。

【対象局が講じた改善内容】

道路局では、概算数量契約の精算時に適正な精算を行うとともに、精算時の諸経費率は当初の契約において定めた率とするよう、平成16年5月に設計担当課長に通知した。

(10) 適切な土留めの設置について、請負業者への指導及び安全点検の強化を求めるもの（道路局）

公衆災害の防止を目的とした「建設工事公衆災害防止要綱」、また、土木工事における施工の安全確保を目的とした「土木工事安全施工技術指針」において、土留めについて規定しており、掘削する深さが1.5mを超える場合には、原則として土留めを施すこととしている。

そこで、「旭土木管内道路整備工事（その3）」など3件をみたところ、雨水樋の取付管施工時に掘削の深さが1.8m程度であるにもかかわらず、土留めを行っていないものが見受けられた。

については、土砂崩壊事故を未然に防止し、工事の安全を確保するため、適切な土留めを行うよう、請負業者への指導を徹底するとともに、安全点検の強化を図りたい。

【対象局が講じた改善内容】

道路局では、適切な土留めの設置について、請負業者への指導を徹底するよう、平成16年4月に各所属長に通知するとともに、土木事務所道路係長会において周知徹底を行った。

また、平成16年5月に安全点検の強化を図るため、土木事務所において土留めの設置等を重点項目とした工事安全パトロールを実施した。

(11)現場施工体制の適正な点検について周知徹底を図るよう求めるもの（道路局）

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」によると、下請契約の総額が3,000万円以上の土木工事及び設備工事等にあつては、元請負業者から提出された施工体制台帳の記載内容と、工事現場の施工体制が合致しているかどうかを、発注者が点検することが義務付けられている。これに基づき、本市においては「工事現場等における施工体制の点検要領」（以下「要領」という。）を定め、本市監督員が点検作業を行い、不適切な点があった場合は、必要な措置を講じることになっている。

そこで、道路補修工事等55件について、監督員が点検結果を記入する「工事現場における施工体制の把握表」をみたところ、技術者の常駐状況や一次下請金額等の記載欄に6件の記入もれがあり、点検の実施状況やその結果を書面により確認できなかった。

については、公共工事の適正な施工を確保するため、要領に基づく点検作業を適正に行うよう、監督担当部署への周知徹底を図られたい。

【対象局が講じた改善内容】

道路局では、要領に基づく点検作業を適正に行うよう、平成16年4月に各所属長に通知するとともに、土木事務所道路係長会を通じ周知徹底を行った。

財政援助団体等監査結果報告

財政援助団体等監査

1 監査の対象及び範囲

次の団体において、主として平成14年度に執行された出納その他の事務。ただし、財政援助団体については本市からの財政援助に係る事務、公の施設管理受託団体については次に掲げた公の施設の管理受託事務に限る。

(1) 出資団体

- ア 財団法人横浜市勤労福祉財団（市民局）
- イ 財団法人横浜市女性協会（市民局）
- ウ 財団法人横浜市青少年科学普及協会（市民局）
- エ 財団法人横浜市消費者協会（経済局）
- オ 株式会社横浜市食肉公社（経済局）
- カ 財団法人横浜市道路建設事業団（道路局）
- キ 横浜新都市交通株式会社（道路局）
- ク 財団法人横浜市建築助成公社（建築局）
- ケ 財団法人横浜市建築保全公社（建築局）
- コ 財団法人横浜市ふるさと歴史財団（教育委員会事務局）

上記団体のうち、財団法人横浜市道路建設事業団及び財団法人横浜市建築保全公社については、工事関係の監査も実施した。

(2) 財政援助団体

- ア 社会福祉法人横浜博萌会（福祉局）
- イ 社会福祉法人十愛療育会（福祉局）
- ウ 社会福祉法人横浜共生会（福祉局）
- エ 社会福祉法人そよかぜの丘（福祉局）
- オ 社会福祉法人同愛会（福祉局）
- カ 社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会（衛生局）
- キ 上大岡B地区市街地再開発組合（都市計画局）
- ク ヨコハマポートサイドF - 1街区市街地再開発組合（都市計画局）
- ケ 新杉田駅前地区市街地再開発組合（都市計画局）

上記団体のうち、社会福祉法人横浜博萌会、上大岡B地区市街地再開発組合、ヨコハマポートサイドF - 1街区市街地再開発組合及び新杉田駅前地区市街地再開発組合については、工事関係の監査も実施した。

(3) 公の施設管理受託団体

- ア 財団法人横浜市勤労福祉財団
公の施設：横浜市技能文化会館及び横浜市老松会館（市民局）

- イ 財団法人横浜市女性協会
公の施設：横浜女性フォーラム及びフォーラムよこはま（市民局）
- ウ 財団法人横浜市青少年科学普及協会
公の施設：横浜こども科学館（市民局）
- エ 財団法人横浜市消費者協会
公の施設：横浜市消費生活総合センター（経済局）
- オ 財団法人横浜市ふるさと歴史財団
公の施設：横浜市歴史博物館、横浜開港資料館、横浜都市発展記念館及び横浜ユーラシア文化館（教育委員会事務局）

なお、各団体の設立目的、事業内容等及び公の施設の概要については48ページから70ページまでの「財政援助団体等監査の対象団体等の概要」を参照されたい。

2 監査の期間

平成15年12月17日から平成16年5月20日まで

3 監査の方法

今回の監査は、「監査の対象及び範囲」に示した団体の事務及び工事並びに当該団体に関する局の事務が、関係法規、財務関係規程等に基づき適正に執行されているか、補助金等は交付条件に従って使用されているか、公の施設の管理は委託契約等に基づき適正に実施されているか、などについて実施した。また、監査に当たっては、関係書類を抽出により検査するとともに、関係者から説明を聴取した。

4 監査の結果

対象とした団体の事務及び工事並びに当該団体に関する局の事務は、おおむね適正に執行されていたが、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、局にあっては団体に対する指導を含めて適切な措置を講ずるとともに、団体にあっては局の指導に応じた適切な措置を講じられたい。

(1) 出資団体（公の施設の管理受託事務を含む。）

ア 財団法人横浜市勤労福祉財団（市民局）

(ア) 局の事務に関する事項

a 使用料等の徴収事務について改善を求めるもの

市民局は、横浜市技能文化会館の目的外使用許可を行う際に、許可条件として、申請を行った業者に対して、目的外使用料は市民局に、光熱水費は同会館

の管理運営を受託している財団法人横浜市勤労福祉財団に支払うこととしている。

使用許可書によると、目的外使用料と光熱水費を、指定する期日までに納入することとし、許可条件に違反したときは、使用許可の取消等を行うことができることとされているが、同使用料等の納入状況を確認したところ、平成16年5月7日現在、一部許可業者について、平成16年3月以降の使用料約70万円及び平成15年11月以降の光熱水費約119万円が未納となっているにもかかわらず、平成16年度分の目的外使用許可を同業者に対して行っていた。

については、未納となっている使用料について督促・催告等を行うなど、使用許可条件に基づく適正な事務処理を行われたい。

(イ) 団体の事務に関する事項

a 駐車場の管理運営について改善を求めるもの

財団法人横浜市勤労福祉財団（以下「勤労福祉財団」という。）は、本市から横浜市技能文化会館内に設置された立体駐車場の無償貸付けを受け、管理運営を行っている。

駐車可能な60台のうち36台は、横浜市教育文化センターに附置義務駐車場の一部として貸付けを行っており、また、残りの24台については、会館利用者の駐車場等として使用されているが、平成14年度における利用率は2割強と低調であり、駐車場事業全体では、約45万円の損失を計上していた。

そこで駐車場事業に係る会計の収支状況等についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、改める必要があると認められた。

(a) 駐車場の入出庫管理業務等を単独随意契約により委託しているが、適宜見積り合わせ等を行う必要があるもの

(b) 勤労福祉財団では、会計帳簿等の記帳代行業務を委託している税理士への報酬については、全額駐車場会計で費用計上しているが、同業務は駐車場会計のみでなく、一般会計と双方に係るものであるため、適正な費用按分を行うべきもの

イ 財団法人横浜市女性協会（市民局）

(ア) 団体の事務に関する事項

a 退職給与引当金の計上等について改善を求めるもの

財団法人横浜市女性協会では、退職給与の支給に備えるため、退職給与引当預金及び退職給与引当金を貸借対照表に計上している。

そこで、計上内容についてみたところ、貸借対照表に退職給与引当預金積立

額と同額の退職給与引当金を計上し、会計方針の注記として、退職給与引当金は「要支給額の一部を計上」と記載していたが、「一部」という表示方法では引当金の計上基準を示しているとは言い難い状況と考えられる。

については、引当金の計上基準を定め、決算書類の注記として表示するとともに、退職給与の要支給額に対して引当金計上額が不足しているため、説明責任の一環として、決算書類に年度末要支給額を表示する必要があると認められた。

b 固定資産の経理について改善を求めるもの

「財団法人横浜市女性協会会計規程」では、物品を固定資産物品と一般物品に分類し、固定資産物品は、機械器具等の物品のうち一個当たりの取得価格が10万円以上で、かつ、耐用年数が1年以上のものとしている。

そこで、固定資産物品の経理状況等についてみたところ、該当する物品（178件、約4,600万円）すべてについて、物品に関する台帳は作成していたものの、貸借対照表に固定資産として計上していなかったため、適正に経理する必要があると認められた。

ウ 財団法人横浜市青少年科学普及協会（市民局）

(ア) 団体の事務に関する事項

a 商品の管理について改善を求めるもの

財団法人横浜市青少年科学普及協会は、横浜こども科学館内で売店を運営し、来館記念品や科学工作材料等の販売を行っている。

そこで、売店の商品管理の状況についてみたところ、年度末に実地棚卸を行い、商品残高を確認していたものの、商品の品目が多種にわたることから、商品の受払を記録した商品有高帳を作成していなかった。

そのため商品の帳簿残高が把握できず棚卸残高との差異を分析することで商品の管理が適正に行われているかを把握することができなかった。

については、実地棚卸の頻度を増やし、適宜、商品残高を把握することにより、商品管理が適切に行われているか、確認する必要があると認められた。

エ 財団法人横浜市消費者協会（経済局）

(ア) 局の事務に関する事項

a 施設の効果的利用を求めるもの

横浜市消費生活総合センターの管理運営については、財団法人横浜市消費者協会に委託しており、同協会では受託事業として「消費者ルーム」及び「実習試験室」を一般に貸し出すほか、自主事業としてこれらの施設において「消費

生活セミナー」等の講座や「簡易テスト教室」を開催している。

そこで、平成14年度の施設の利用状況をみたところ、「消費者ルーム」及び「実習試験室」の利用は、ともに低調であった。

については、より積極的なPRを行い施設の利用の増加を図るとともに、ニーズを見極めたうえで用途の見直しを行うなど、施設の有効活用を行うよう改められたい。

(イ) 団体の事務に関する事項

a 退職給与引当金の計上等について改善を求めるもの

財団法人横浜市消費者協会では、退職給与の支給に備えるため、退職給与引当預金及び退職給与引当金を貸借対照表に計上している。

そこで、計上内容についてみたところ、貸借対照表に退職給与引当預金積立額と同額の退職給与引当金を計上していたものの、決算書類の注記として退職給与引当金の計上基準が記載されていなかった。

については、引当金の計上基準を定め、決算書類の注記として表示するとともに、退職給与の要支給額に対して引当金計上額が不足しているため、説明責任の一環として、決算書類に年度末要支給額を表示する必要があると認められた。

オ 横浜新都市交通株式会社（道路局）

(ア) 局の事務に関する事項

a 債権管理について改善を求めるもの

本市では、金沢シーサイドライン建設に係る資金として、昭和62年度から平成元年度まで3回にわたり合計100億円を横浜新都市交通株式会社（以下「会社」という。）に有利子で貸付け、元金及び利息の一部返済を受けた後、未返済の元金については会社は無利子資金を3回に分割して貸付け、その際、当初の有利子貸付分について一括返済を受けた。

この間、平成7年4月1日に、会社との間で貸付契約を変更し、「平成7年4月1日以降到来する支払いはすべて、当分の間、これを猶予する。」とともに、確認書を取り交わし、「平成7年4月1日以降到来する利息の支払いについて、実質的に会社の負担とならないような措置を講じることとするが、その期間については、単年度の収支において、仮に利息を支払ったとしても、経常損失が出ない状態になるまでの間とする。」とし、変更契約以降発生した利息の猶予分については、平成14年度末現在、累積額で約25億円となっている。

しかし、猶予した当該利息については、法的には契約上支払時期を定めていない状況にあり、時効は5年となっていることなどから、債務承認等、債権の

保全・確保を図る必要があるが、平成12年3月に債務承認書を会社から受けた以降、債権保全手続を行っていないこと及び平成14年度に会社で単年度黒字が発生したことなどから、今後の利息の取扱いについて明確化し、それに応じた事務処理を行われたい。

カ 財団法人横浜市建築助成公社（都市計画局）

(ア) 団体の事務に関する事項

a みなとみらい公共駐車場の管理・運營業務委託契約について改善を求めるもの

「みなとみらい公共駐車場」は、財団法人横浜市建築助成公社（以下「助成公社」という。）が整備し、管理運營業務については、「みなとみらい公共駐車場管理・運營業務委託契約書」に基づき、株式会社横浜国際平和会議場（以下「パシフィコ」という。）に委託している。

そこで、平成14年度の委託契約について確認したところ、パシフィコが提出した合計金額のみ記載された見積書の金額により契約を締結しており、仕様書には、設備保守管理業務や清掃業務の実施場所及び回数等が明記されていなかった。

また、パシフィコから施設管理業務等についての実施報告を受けておらず、委託料精算書の提出も受けることなく、当初契約金額どおりの支出を行っていた。

については、仕様書に具体的な業務内容を定め、業務内容ごとに費用を積算するとともに、業務報告を受け、適切に精算を行うよう改める必要があると認められた。

なお、助成公社では駐車場管制・管理システムの一元化による経費の節減を行ったところであるが、当駐車場の厳しい経営状況を考慮し、利用状況に即したより一層の経費節減の工夫を図る必要があると認められた。

キ 財団法人横浜市建築保全公社（建築局及び教育委員会事務局）

(ア) 局の事務に関する事項

a 小・中学校建設事業の資産譲渡価格について改善を求めるもの

（教育委員会事務局）

財団法人横浜市建築保全公社（以下「保全公社」という。）は、小・中学校校舎等の建設、整備及び資産譲渡事業を行っている。

そこで、校舎等の譲渡価格についてみたところ、校舎等の竣工後の借入金に係る利息（以下「経過利息」という。）の算定を、定率5%、実利率、又は計

上なしとしているなど、譲渡年度によって取扱いが異なっていた。また、保全公社は、この経過利息を貸借対照表の資産に計上しているが、校舎等別となっていなかった。

現在保有している、平成3～7年度に建設した校舎等約39億円に係る経過利息について、実利率に基づいて校舎等別に、平成14年度末残高を試算したところ、平成14年度決算における計上額を上回っていた。これは、これまで譲渡を受けてきた校舎等の譲渡価格の積算において、経過利息を実利率以上の利率で算定し、支払ったことなどによるものと考えられる。

については、この経過利息及び今後生じる利息について、実利率により年度ごと校舎等別に計上していくなど、経過利息の適切な算定方法の検討を行い、より実態に合った譲渡価格となるよう改善されたい。

(イ) 団体の事務に関する事項

a 消費税及び地方消費税納付額について会計別の経理を求めるもの（建築局）

財団法人横浜市建築保全公社では、公共建築物の修繕事業などを一般会計で、小・中学校先行整備事業を特別会計で経理しているが、消費税及び地方消費税納付額（以下「消費税等納付額」という。）については、会計別に区分することなく、全額を特別会計で経理していた。

しかし、すべての収入及び支出の内容を会計ごとに明瞭に表示することが、公益法人会計の原則であることから、消費税等納付額についても会計別に区分して経理し、各会計の収支の明確化を図る必要があると認められた。

b 原則として修繕工事の設計と施工を分離することなどを求めるもの

（建築局）

財団法人横浜市建築保全公社（以下「保全公社」という。）は、公共建築物を管理している局から依頼を受け、主に、小・中学校の建築、設備等の修繕工事を行っており、夏休み中に市内各所の小・中学校で一斉に行う必要がある大量の修繕工事を迅速・効率的に実施できることから、調査等依頼方式により、工事を発注している。

この調査等依頼方式は、保全公社の業者選定委員会であらかじめ工事施工予定者を選定し、その業者に調査・設計を依頼した上で、保全公社職員が業者の作成した設計図と見積書等を精査し、設計金額を積算し、これに調査・設計に要する費用を加算した金額で、工事施工予定者と単独随意契約を締結する方式である。

この方式によれば、調査・設計・工事の作業期間及び入札・契約の手続期間

の短縮等が図れることとなる。

そこで、平成14年度の保全公社のすべての修繕工事1,037件をみたところ、競争入札によるもの4件（全体件数の0.4%）で、残りの1,033件（同99.6%）については、すべて単独随意契約によるものであった。また、単独随意契約による工事1,033件をみたところ、調査等依頼方式によるものが939件（同90%）で、このうち892件（同86%）については、中小企業等協同組合法によって設立された7社の事業協同組合との単独随意契約となっていた。

については、保全公社の修繕工事は、短期間に効率的に施工しなければならないという事情があるものの、原則として、設計と施工を分離するとともに、単独随意契約は真にやむを得ない場合に限るなどの必要があると認められた。

c 監督員が工事現場を適正に確認するよう求めるもの（建築局）

平成14年8月に財団法人横浜市建築保全公社の監督員が、立会検査等を行った工事現場の数をみたところ、対象533箇所のうち382箇所で、その内訳は、建築工事249箇所（8月施工中の290箇所の85%）、電気工事71箇所（同140箇所の51%）及び機械工事62箇所（同103箇所の60%）であった。

については、監督員は、工事現場において、立会検査や現場代理人の常駐の確認等のほか、施工状況等に関する工事成績を評定していることから、一部、現場確認を省略できると思われる軽易な工事があるとは考えられるが、原則として、施工中の工事現場を適正に確認する必要があると認められた。

ク 財団法人横浜市ふるさと歴史財団（教育委員会事務局）

(ア) 団体の事務に関する事項

a 退職給与引当金の計上等について改善を求めるもの

財団法人横浜市ふるさと歴史財団では、退職給与の支給に備えるため、退職給与引当預金及び退職給与引当金を貸借対照表に計上している。

そこで、計上内容についてみたところ、貸借対照表に退職給与引当預金積立額と退職給与引当金を計上し、会計方針の注記として、退職給与引当金は「退職給与引当預金利息分のみ計上」と記載していたが、「退職給与引当預金利息分のみ計上」という表示では引当金の計上基準を示しているとは言い難い状況と考えられる。

については、引当金の計上基準を定め、決算書類の注記として表示するとともに、退職給与の要支給額に対して引当金計上額が不足しているため、説明責任の一環として、決算書類に年度末要支給額を表示する必要があると認められた。

(2) 財政援助団体

ア 社会福祉法人横浜共生会（福祉局）

(ア) 局の事務に関する事項

a 補助金支出方法等について改善を求めるもの

福祉局では、障害者地域活動ホームを整備するため、設置運営主体となる社会福祉法人等に対し、整備費及び設置準備費を補助している。このうち設置準備費については、建設委員会の運営経費として交付されている。

建設委員会は設置運営主体とは独立して設置され、地域の関係団体の総意を形成し、施設整備を促進するために地域住民団体代表者などで構成された組織で、設置運営主体の選定や活動ホームの事業内容の検討などを行っている。

そこで、「南区障害者地域活動ホーム（仮称）」の設置準備費補助金についてみたところ、設置運営主体として選定された社会福祉法人横浜共生会を經由して交付していたため、建設委員会は設置運営主体が選定されるまで補助を受けられなかった。

については、建設委員会の円滑な運営を図るため、補助金の支出先及び交付時期を改められたい。

イ 社会福祉法人横浜共生会及び社会福祉法人そよかぜの丘（福祉局）

(ア) 局の事務に関する事項

a 補助金に関する事務を早期に行うことを求めるもの

福祉局では、災害時に要援護者及びその家族を受け入れるため、民間社会福祉施設が災害に備えた応急備蓄物資の整備を行う場合に、これに要する経費を補助している。補助金は、実務上は福祉局からの案内通知を受けて、社会福祉法人等が交付申請を行い、助成決定通知を受けることにより交付決定されている。

そこで、平成14年度に応急備蓄物資の整備費補助を受けた社会福祉法人横浜共生会及び社会福祉法人そよかぜの丘についてみたところ、福祉局の事務手続が遅れたため、助成決定通知が平成15年3月4日付け（社会福祉法人そよかぜの丘）及び平成15年3月27日付け（社会福祉法人横浜共生会）となっており、応急備蓄物資の整備が年度末になっていた。

応急備蓄物資は、その目的から年度内のできるだけ早い時期に整備を完了させる必要があると考えられるため、事務手続を早期に行うよう改められたい。

《措置済事項》

(3) 出資団体（公の施設の管理受託事務を含む。）

ア 財団法人横浜市勤労福祉財団（市民局）

(ア) 団体の事務に関する事項

a 引当金の計上を適正に行うよう求めるもの

決算書に付された「計算書類に対する注記」によると、退職給与引当金の計算基準に関する会計方針として「期末退職給与の要支給額」を計上することとしているが、退職給与を支給する者に該当しない嘱託職員等を対象とするなど、要支給額を約185万円超過した金額を計上していた。

については、引当金を計上すべき対象者を明確に整理し、正確な計上金額を積算するよう改める必要があると認められた。

【対象局が講じた改善内容】

市民局は、同財団に対して、適正な計上を行うよう指導し、同財団では、平成15年度決算において、引当金を計上すべき対象者を明確に整理し、正確な計上金額を積算するよう改善を行った。

b 会計伝票の作成事務について改めるべきもの

「財団法人横浜市勤労福祉財団経理規程」によると、取引に係る会計上の仕訳はすべて会計伝票により行うこととされているが、個々の取引ごとの作成を行っておらず、横浜市技能文化会館及び横浜市技能文化会館駐車場における料金収入、勤労者福祉共済事業給付金の支出については、収支の都度、預金口座に入出金していたが、月末に一括して記載していた。

については、入出金取引の都度、会計伝票及び総勘定元帳等の帳簿への記載を行い、預金残高と帳簿上の残高が常に一致するよう、適正な事務処理に改められたい。

【対象局が講じた改善内容】

市民局は、同財団に対して、適正な事務処理を行うよう指導し、同財団では、入出金取引の都度、会計伝票及び帳簿への記載を行うよう改善を行った。

イ 財団法人横浜市青少年科学普及協会（市民局）

(ア) 局の事務に関する事項

a 行政財産の適正な使用許可を求めるもの

市民局では、財団法人横浜市青少年科学普及協会（以下「協会」という。）に、横浜こども科学館（以下「科学館」という。）の管理運営を委託している。科学館の地下駐車場についてみたところ、使用許可手続を行わないまま、協

会は当該駐車場を来館者のための駐車場として運営していたので、市民局は適正な使用許可手続を行うよう改められたい。

【対象局が講じた改善内容】

市民局は、平成16年3月に同協会から駐車場部分の使用許可申請を提出させ、使用許可を行った。

(イ) 団体の事務に関する事項

a 契約書に代わる見積書又は請書に基づく適正な契約を求めるもの

「財団法人横浜市青少年科学普及協会経理規程」によると、1件10万円以上100万円未満の契約を行う場合は、契約の相手方が契約の履行に必要な事項を記載した見積書又は請書を提出したときは、契約書の作成を省略することができる」とされている。

そこで、横浜こども科学館における10万円以上100万円未満の契約事務の状況についてみたところ、平成14年度の契約61件のうち21件について、契約の申込の際に提出された見積書を、契約の履行に必要な事項の記載がないまま、契約書に代わる見積書として使用していた。

については、10万円以上100万円未満の契約で契約書の作成を省略する場合は、契約の履行に必要な事項を記載した見積書又は請書に基づく適正な契約に改めるとともに、職員への周知を徹底し、チェックを強化する必要があると認められた。

【対象局が講じた改善内容】

市民局は、同協会に対して、契約書に代わる見積書又は請書に基づく適正な契約に改めるよう指導し、同協会は、平成16年4月1日付けで「財団法人横浜市青少年科学普及協会経理事務取扱要領」を改正し、10万円以上100万円未満の契約について、契約書を省略できる場合の見積書又は請書に記載する契約の履行に必要な事項を明確にするとともに請書の様式を定め、職員に周知を行った。

ウ 株式会社横浜市食肉公社（経済局）

(ア) 局の事務に関する事項

a 適正な目的外使用許可及び使用料等の徴収を求めるもの

株式会社横浜市食肉公社が中央卸売市場食肉市場内に設置している飲料用自動販売機（以下「自販機」という。）11台の使用許可等の状況についてみたところ、次のような状況が見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

(a) 自販機全11台のうち6台について目的外使用許可を行っていなかったもの

(b) 目的外使用許可を行っている3台のうち、2台については使用料が平成14年度に改定されていたにもかかわらず、改定前の使用料を徴収していたもの、また、1台については使用料を免除していたが、免除する理由が認められないもの

(c) 11台すべてについて光熱水費を徴収していなかったもの

【対象局が講じた改善内容】

経済局では、平成16年度から、自販機6台について目的外使用許可を行い、3台について適正な額の使用料を徴収するとともに、11台すべてについて光熱水費を徴収した。

b 機械及び付属設備の修繕契約について改善を求めるもの

経済局では、食肉市場の機械及び付属設備が稼動中に故障した場合等の修繕について、株式会社横浜市食肉公社（以下「食肉公社」という。）と契約している。

そこで、この修繕契約の履行状況についてみたところ、経済局は、100万円未満で複数件まとめて食肉公社と契約しており、その中には既に修繕が履行され、事後契約となっているものが見受けられた。

一方、食肉公社では、この修繕を一括して修繕を専門とする業者に発注していた。

については、修繕の履行前に修繕能力のある業者と直接、契約を締結するなど、適正な契約となるよう改められたい。

【対象局が講じた改善内容】

経済局では、平成16年度から、修繕の履行前に修繕能力のある業者と契約を締結し、適正な契約に改めた。

c 長期貸付け等を踏まえ、補助金の適切な精算の検討を求めるもの

経済局では、市民への食肉の安定供給体制を維持していくため、株式会社横浜市食肉公社（以下「食肉公社」という。）の経営の安定強化を目的として、収支不足見込相当額を補助するとともに、必要な運転資金を貸し付けている。貸付金については、累積欠損金相当額1億6,200万円の短期無利子貸付けのほかに、平成14年度には退職者の増加に伴う収支不足相当額として1億1,500万円の長期貸付け（5年均等償還・無利子）を新規に行っている。

そこで、この新規に行った長期貸付けについてみたところ、貸付けは平成15年3月に行っているが、貸付金額は、平成14年度の予算編成時点（平成13年10月）での事業計画に基づいた収支不足相当額としていた。なお、平成15年度は、

この貸付金の償還相当額（2,300万円/年）を含んだ収支不足見込相当額を補助している。

しかし、食肉公社の平成14年度決算では、食肉公社の経費節減・自主事業の拡大や、平成14年度の退職予定者が翌年度の退職となったこと等により、収支不足が生じることなく、税引前で約55万円の利益が生じており、今回新規に行った長期貸付けは、結果的に、収支不足相当額以上の貸付けになっていると考えられる。

については、補助金の精算に当たっては、このような状況や食肉公社が「新時代行政プラン・アクションプラン」で特定協約団体と位置づけられていることなどを踏まえ、適切な精算を行うよう検討されたい。

【対象局が講じた改善内容】

経済局では、平成16年5月に、平成15年度の補助金の精算を行った。経済局は、補助金の精算に当たり、食肉公社の資金状況を考慮しつつ、一部を食肉公社の経営努力の成果として認めて、経営健全化のために食肉公社の利益とし、その他について返還を受けた。

エ 横浜新都市交通株式会社（道路局）

(ア) 団体の事務に関する事項

a 貯蔵品について適正な経理処理を求めるもの

横浜新都市交通株式会社における貯蔵品の経理処理について、経理規程等によると期末評価方法等は最終仕入原価法に基づく原価法によることとされている。

しかし、貯蔵品の貸借対照表価額をみたところ、車両部品等について最終仕入価格を適用していないもの及び法人税法によると棚卸資産を購入により取得した場合には取得に要した付随費用を含めて取得原価とすることとされているが取得に要した付随費用を含めていないものが見受けられたので、評価額についての検証を行う体制を強化し、適正な経理処理に改める必要があると認められた。

【対象局が講じた改善内容】

道路局は、同社に対して、適正な経理処理を行うよう指導し、同社では、平成15年度決算において最終仕入価格を適用するとともに、取得に要した付随費用を含めるよう適正処理を行い、複数課によるチェックを行うなど、検証の体制を強化するよう改善を行った。

オ 財団法人横浜市建築助成公社（建築局）

(ア) 団体の事務に関する事項

a 契約書に代わる見積書等について改善を求めるもの

財団法人横浜市建築助成公社では、「財団法人横浜市建築助成公社経理規程細則」（以下「経理規程細則」という。）に基づき、100万円未満の契約をするときは、相手方が契約の履行に必要な要件を記載した見積書又は請書を提出することで契約書の作成を省略できるとされている。

そこで、100万円未満の契約事務の状況についてみたところ、契約書に代わる見積書又は請書がなく、契約前に提出された見積書を、契約に必要な要件の記載がないまま、契約書に代わる見積書として使用しているものが多く見受けられた。

については、契約の履行に必要な要件を記載した見積書又は請書に基づく適正な契約に改めるとともに、職員への周知を徹底し、チェックを強化する必要があると認められた。

【対象局が講じた改善内容】

建築局は、同公社に対して、適正な契約手続を行うよう指導し、同公社では、経理規程細則に基づき契約を行うよう、平成16年4月に関係各課に通知し、周知徹底を行った。また、契約後、所管課長が見積書又は請書について新たに確認を行うよう改め、チェックの強化を行った。

b 立替払いの適正な執行を求めるもの

財団法人横浜市建築助成公社では、職員の立替払いは、「財団法人横浜市建築助成公社経理規程」（以下「経理規程」という。）により、緊急に対応するために必要な物品の購入等に限定しており、経理規程細則では、事前に経理課長の承認を得ることとなっている。

そこで、立替払いの執行状況についてみたところ、経理規程に定めていない経費について適用しているものや、事前に経理課長の承認を得ていないものが見受けられた。

については、立替払いの際には、経理規程に基づき執行するよう周知徹底するとともに、立替払いの対象とならない経費については、銀行振り込みによることを原則とし、やむを得ない場合には、小口現金制度を活用するなど、適正な執行方法について検討する必要があると認められた。

【対象局が講じた改善内容】

建築局は、同公社に対して、立替払いについて適正な執行を行うよう指導し、同公社では、立替払いについては経理規程で定める経費に限定するとともに、

事前に経理課長の承認を得ることについて、平成16年4月に関係各課に通知し、周知徹底を行った。また、立替払いの対象とならない経費については、銀行振り込みによることを原則とし、やむを得ない場合には、小口現金制度などにより支出するよう適正な執行方法に改めた。

カ 財団法人横浜市建築保全公社（建築局）

(ア) 局の事務に関する事項

a 補助金の交付条件について改善を求めるもの

建築局では、財団法人横浜市建築保全公社（以下「保全公社」という。）に対して、公共建築物の適正かつ効率的な維持管理を図ることを目的として、事業に要する人件費に対する補助金（「消費税法」上、非特定収入に該当し、平成14年度は約3億3,500万円）及び課税仕入れである事務所等維持管理費及び工事監理事務費に対する補助金（「消費税法」上、特定収入に該当し、平成14年度は約4,000万円）を交付している。

そこで、平成14年度の保全公社の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の納付状況についてみたところ、保全公社は、特定収入割合（特定収入の額 約4,000万円が、特定収入と資産の譲渡等の対価の額の合計額約91億9,500万円に占める割合）が5%未満であり、この場合は、「消費税法」により、保全公社の仕入れ税額（課税仕入れに係る消費税額）全額を控除することができるため、特定収入に係る仕入れ税額（平成14年度は約190万円）を控除して、消費税等を納付していた。

この結果、補助金が充当された事務所等維持管理費及び工事監理事務費に係る仕入れ税額については、保全公社は実質的には負担していなかったことになる。

については、消費税等の申告により、仕入れ税額全額を控除することができる場合には、補助金が充当されている仕入れ税額に相当する額を返還させるよう、補助金の交付条件について改められたい。

【対象局が講じた改善内容】

建築局では、平成16年5月に、「消費税等の申告により、仕入れ税額全額を控除することができる場合には、補助金が充当されている仕入れ税額に相当する額を返還させる」ことを補助金の交付条件に追加した。

キ 財団法人横浜市ふるさと歴史財団（教育委員会事務局）

(ア) 団体の事務に関する事項

a 契約事務について改善を求めるもの

「財団法人横浜市ふるさと歴史財団経理規則」（以下「規則」という。）によると、予算の執行に当たり、一件100万円未満の物品の購入については、発注伺の決裁を受けることにより、予算執行伺を省略することができるとされている。

また、契約金額が100万円未満の契約において、契約の相手方が契約の履行に必要な事項を記載した見積書を提出したときは、契約書の作成を省略することができるとされている。

そこで、横浜開港資料館における平成14年度の資料収集に関する発注状況についてみたところ、100万円以上の執行にもかかわらず、発注伺により決裁を受け、契約書の作成も省略しているものが3件あったので、規則に基づく事務処理に改める必要があると認められた。

【対象局が講じた改善内容】

教育委員会事務局は、同財団に対して物品購入の契約事務については、規則に基づいた事務処理に改めるよう指導し、同財団は、平成16年5月に関係各課に通知し、一件の契約額が100万円を超える契約については、予算執行伺及び契約書を作成するなど、規則に基づく事務処理に改めた。

b 入館割引券の適正な事務処理を求めるもの

財団法人横浜市ふるさと歴史財団（以下「財団」という。）は、横浜市歴史博物館、横浜開港資料館等の管理運営を受託している。財団では、平成14年5月に集客を目的として、「横浜開港資料館・横浜市歴史博物館入館割引券（以下「入館割引券」という。）」を作成し、区民まつり等のイベントで配布している。この入館割引券を持参したのものには、各施設2名まで団体料金が適用され、個人利用よりも安価な料金で観覧できるとしている。

しかし、入館割引券の発行について決裁を行っていなかったため、利用料金の減免も含め、決裁を行う必要があると認められた。

【対象局が講じた改善内容】

教育委員会事務局は、財団に対し入館割引券の発行等について、事務処理を適正に行うよう指導し、財団は、平成16年5月に関係各課に通知し、入館割引券の発行及び減免についての伺を作成するよう周知徹底を行った。

(4) 財政援助団体

ア 社会福祉法人同愛会（福祉局）

(ア) 局の事務に関する事項

a 補助金の使途について適正な取扱いを求めるもの

社会福祉法人同愛会では、本市補助金を受けて、障害者を対象に就労相談・指導・訓練、雇用先の確保、就労後の継続した援助等を行うため、横浜西部就労援助センター（以下「センター」という。）を運営している。

そこで、平成14年度にセンター事業用として同補助金で購入した車両について見たところ、当該車両に関して、センターと連携して障害者就労援助事業を行っている近隣の地域作業所との間で「車輛使用契約書」（賃貸借契約書）を締結しており、購入当初から当該地域作業所に有償で貸与していた。センター事業用として補助金で購入した車両を第三者に貸与していることは補助金の使途として適正ではないので改められたい。

【対象局が講じた改善内容】

福祉局では、平成16年5月に、同法人から当該車両の購入に関する補助金等の返還を受けた。

《意見》

今回、監査対象とした出資団体において、退職給与引当金の計上額が不足し、また、年度末要支給額の表示が行われていないものが多く見受けられた。

新時代行政プラン・アクションプランの重点改革項目の一つである「外郭団体の自主的・自立的経営の促進」を実施するためには、団体の経営状況の正確な把握と団体経営の透明性を高めるための経営状況等の情報公開は不可欠であるので、積極的な開示を行われたい。

なお、平成15年度の地方自治法の改正により、公の施設の管理に関して指定管理者制度が創設されたので、このことも念頭に置き、退職給与引当金計上不足額については、その具体的な対応について検討されたい。

(参 考)

財政援助団体等監査の対象団体等の概要（特に記載のないものは平成15年7月1日現在）

1 出資団体

(1) 財団法人横浜市勤労福祉財団

設 立 年 月 日	昭和61年1月21日		
所 在 地	横浜市中区万代町2丁目4番地7		
設 立 目 的	勤労者の文化交流活動並びに技能文化の普及及び保存に関する事業を行い、もって勤労者の福祉の向上に寄与することを目的とする。		
代 表 者 (平成16年4月1日現在)	理事長 君塚 道之助		
役 職 員 数	役員数 11人 職員数 19人		
主 な 事 業 内 容	1 勤労者の文化交流に関する事業 2 技能文化の普及、保存及び調査研究に関する事業 3 横浜市勤労者福祉共済事業の運営 4 施設の管理運営 5 駐車場事業		
横 浜 市 か ら の	出 資 額 等 (平成14年度末現在)	基本金 30,000,000円のうち 30,000,000円（出資比率 100%）	
	平成14年度 補 助 額 等	勤労者等福祉事業費補助 6,893,000円	
	平成14年度 委 託 料	技能文化会館管理委託料	168,056,000円
		老松会館管理委託料	96,043,000円
		勤労者福祉共済委託料	440,235,919円
労働実務セミナー委託料		309,750円	
	合 計	704,644,669円	

(3) 財団法人横浜市青少年科学普及協会

設 立 年 月 日	昭和58年 3 月29日	
所 在 地	横浜市磯子区洋光台五丁目 2 番 1 号	
設 立 目 的	青少年の科学知識の普及振興並びにこれに関する調査及び研究、科学技術の情報の提供等の諸事業を実施し、もって日進月歩の科学技術と未来社会に対応できるよう創造性豊かな青少年の育成に寄与することを目的とする。	
代 表 者 (平成 16 年 4 月 1 日現在)	理事長 田中 克子	
役 職 員 数	役員数 11人 職員数 21人	
主 な 事 業 内 容	1 科学教室、講演会、展示会等の開催 2 科学技術の情報の収集及び提供 3 科学技術の調査及び研究 4 科学クラブ等の育成及び指導並びに関係諸団体との連絡調整 5 刊行物の発行 6 公益施設の管理運営に関する受託事業 7 その他設立目的を達成するために必要な事業	
横 浜 市 か ら の	出 資 額 等 (平成 14 年 度 未 現 在)	基本金 10,000,000円のうち 10,000,000円 (出資比率 100%)
	平成 14 年度 補 助 額 等	なし
	平成 14 年度 委 託 料	横浜こども科学館管理運営委託料 471,084,000円 横浜こども科学館利用促進事業委託料 17,264,687円 合 計 488,348,687円

(4) 財団法人横浜市消費者協会

設 立 年 月 日	昭和 54 年 3 月 30 日	
所 在 地	横浜市港南区上大岡西一丁目 6 番 1 号 ゆめおおおかオフィスタワー 4 階	
設 立 目 的	消費者の利益の擁護及び増進を図り、市民の安全で快適な消費生活の実現に寄与することを目的とする。	
代 表 者 (平成 16 年 4 月 1 日現在)	理事長 横山 悠	
役 職 員 数	役員数 10 人 職員数 14 人	
主 な 事 業 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 消費生活に関する講座・講演会等の開催及び啓発資料等の発行 2 消費生活に関する相談及び苦情処理 3 消費生活に関する商品テストその他商品の実習 4 消費生活に関する資料の収集及び展示 5 消費生活に関する情報の収集及び提供 6 消費者の主体的な活動支援のための施設の提供 7 横浜市から委託される横浜市消費生活総合センターの管理・運営及びその他消費生活に関する事業 8 横浜市から委託される特定計量器の定期検査に関する事業 9 その他この法人の目的を達成するために必要な事業 	
横 浜 市 からの	出 資 額 等 (平成 14 年 度 末 現 在)	基本金 5,000,000 円のうち 5,000,000 円 (出資比率 100%)
	平成 14 年度 補 助 額 等	横浜市消費生活総合センター運営事務補助 124,309,411 円
	平成 14 年度 委 託 料	横浜市消費生活総合センター管理・運営委託料 110,375,380 円

(5) 株式会社横浜市食肉公社

設 立 年 月 日	昭和55年 8 月 2 日	
所 在 地	横浜市鶴見区大黒町 3 番53号	
設 立 目 的	食肉市場の運営に不可欠な食肉生産機能であると畜解体業務の維持・向上を図り、安全・安心な食肉を市民・消費者に安定的に供給することを目的とする。	
代 表 者 (平成 16 年 4 月 1 日現在)	代表取締役 小島 貢	
役 職 員 数	役員数 8 人 職員数 65 人	
主 な 事 業 内 容	1 各種肉畜の解体処理業務 2 畜産副産物（内臓、頭足、原皮等）の売買業 3 食肉関係機器の製造販売及び保守・修繕業務 4 前号に附帯する一切の業務	
横 浜 市 か ら の	出 資 額 等 (平成 14 年 度 末 現 在)	資本金 11,100,000 円のうち 5,000,000 円（出資比率 45.0%） 貸付金残額 277,000,000 円
	平成 14 年度 補 助 額 等	食肉安定供給事業費補助 679,262,000 円
		貸付金 277,000,000 円
	合 計	956,262,000 円
平成 14 年度 委 託 料	食肉市場食肉機械及び付属設備管理委託料	44,969,400 円

(6) 財団法人横浜市道路建設事業団

設 立 年 月 日	昭和 62 年 11 月 25 日	
所 在 地	横浜市中区不老町 1 丁目 2 番地 1 中央第 6 関内ビル 7 階	
設 立 目 的	横浜市の道路整備事業の早期完成に資するため、横浜市と協調して都市計画道路の整備等を推進し、市民生活の向上に寄与することを目的とする。	
代 表 者 (平成 16 年 4 月 1 日現在)	理事長 瀬戸 保	
役 職 員 数	役員数 11 人 職員数 21 人	
主 な 事 業 内 容	1 都市計画道路整備事業 2 都市計画道路整備に伴う代替地等の関連開発事業 3 道路整備に伴う緑化等の環境整備に関する調査研究 4 駐車場の経営	
横 浜 市 か ら の	出 資 額 等 (平成 14 年 度 末 現 在)	基本財産 100,000,000 円のうち 50,000,000 円 (出資比率 50.0%) 貸付金残高 50,000,000,000 円
	平成 14 年度 補 助 額 等	なし
	平成 14 年度 委 託 料	都市計画道路環状 4 号線道路整備事業に関する委託料 752,678,650 円 地下駐車場管理運営委託料 255,937,500 円 合 計 1,008,616,150 円

(7) 横浜新都市交通株式会社

設 立 年 月 日	昭和 58 年 4 月 22 日	
所 在 地	横浜市金沢区幸浦二丁目 1 番地 1	
設 立 目 的	横浜市における総合交通体系の一翼を担い、市民の交通の利便を確保することを目的とする。	
代 表 者 (平成 16 年 4 月 1 日現在)	取締役社長 中村 芳之	
役 職 員 数	役員数 15 人 職員数 119 人	
主 な 事 業 内 容	1 軌道法に基づく一般運輸業 金沢シーサイドラインの運営 2 文化、スポーツ、レクリエーション施設及び食堂、売店、店舗、駐車場等の経営 3 損害保険代理業務	
横 浜 市 か ら の	出 資 額 等 (平成 14 年 度 末 現 在)	資本金 7,600,000,000 円のうち 3,900,000,000 円 (出資比率 51.3%) 貸付金残額 8,026,795,000 円
	平成 14 年度 補 助 額 等	なし
	平成 14 年度 委 託 料	なし

(8) 財団法人横浜市建築助成公社

設 立 年 月 日	昭和 27 年 10 月 1 日	
所 在 地	横浜市神奈川区栄町 8 番地 1 ヨコハマポートサイドビル 11 階	
設 立 目 的	横浜市内における土地の合理的利用の増進、環境の整備及び災害の防止を図り、あわせて住宅不足の緩和に資するため、都市施設の整備、再開発事業の促進並びに住民の住宅及び地域施設の建設を助成することにより、都市の健全な発展及び住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。	
代 表 者 (平成 16 年 4 月 1 日現在)	理事長 原 克己	
役 職 員 数	役員数 11 人 職員数 32 人	
主 な 事 業 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市再開発地区、横浜市が指定する地域その他市街地整備のため必要と認められる地域における耐火建築物等の建築の促進及び助成 2 公社が建築した耐火建築物の賃貸、分譲並びにこれらに伴う敷地の取得及び整備 3 良質な賃貸共同住宅の建設の助成 4 住民が自己の居住の用に供するための住宅の建築、購入及び改善の促進並びに助成 5 宅地の擁壁の築造その他の防災工事の促進及び助成 6 都市生活環境整備のために必要な共同施設の設置及び管理 7 住民による地域施設の建設の助成 8 駐車場の整備及び運営管理 9 その他横浜市が指定する建築助成並びに都市整備に係る事業の実施及び助成 	
横 浜 市 からの	出 資 額 等 (平成 14 年 度 末 現 在)	基本金 5,500,000 円のうち 3,000,000 円 (出資比率 54.5%) 貸付金残額 837,766,000 円 損失補償額 418,463,028,900 円
	平成 14 年度 補 助 額 等	住宅融資事業補助 283,418,000 円 公共駐車場事業補助等 258,387,268 円 ヨコハマポートサイド保留床購入資金貸付金 175,000,000 円 合 計 716,805,268 円
	平成 14 年度 委 託 料	なし

(9) 財団法人横浜市建築保全公社

設 立 年 月 日	昭和 61 年 6 月 25 日	
所 在 地	横浜市中区住吉町 1 丁目 13 番地 松村ビル別館 2 階	
設 立 目 的	公共建築物の維持保全に関する調査研究を行い、その成果を一般に普及するとともに、公共建築物の適正な維持管理体制の整備及び公共建築物の維持保全業務等を行い、公共建築物の安全性と利便性を高め、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。	
代 表 者 (平成 16 年 4 月 1 日現在)	理事長 中川 博之	
役 職 員 数	役員数 13 人 職員数 32 人	
主 な 事 業 内 容	1 公共建築物の保全に関する調査研究事業 2 公共建築物の保全に関する知識及び技術の普及啓発事業 3 公共建築物の保全に関する相談及び技術的指導 4 公共建築物の修繕事業 5 横浜市立小学校及び中学校の校舎の建設、整備及び資産譲渡事業 6 その他目的を達成するために必要な事業	
横 浜 市 か ら の	出 資 額 等 (平成 14 年 度 末 現 在)	基本金 30,000,000 円のうち 30,000,000 円 (出資比率 100%) 貸付金残額 1,500,000,000 円 損失補償額 2,700,000,000 円
	平成 14 年度 補 助 額 等	運営費補助 355,791,000 円 工事監理事務費補助 20,570,000 円 小・中学校の校舎の建設、整備及び資産譲渡事業貸付金 1,500,000,000 円 合 計 1,876,361,000 円
	平成 14 年度 委 託 料	寺尾中学校外 12 校外壁防水改修その他業務委託料ほか 8,920,959,360 円

(10) 財団法人横浜市ふるさと歴史財団

設 立 年 月 日	平成4年9月30日	
所 在 地	横浜市都筑区中川中央一丁目18番1号	
設 立 目 的	横浜に関係した歴史の理解に資する国内外の資料や文化財の調査、研究、収集、保管及び公開を行うとともに、歴史や文化財に関する普及啓発を行い、ふるさと意識の醸成及び市民文化の発展に寄与することを目的とする。	
代 表 者 (平成16年4月1日現在)	理事長 平野 邦雄	
役 職 員 数	役員数 19人 職員数 49人	
主 な 事 業 内 容	1 歴史に関する資料及び文化財の調査、研究、収集及び保管 2 歴史、歴史資料及び文化財に関する展示、閲覧、講座、講演会等の企画並びに実施 3 横浜地域の埋蔵文化財の発掘、調査、研究及び保管 4 歴史及び文化財の普及啓発事業の企画並びに実施 5 歴史資料及びその研究成果に関する刊行物の編集、発行 6 歴史資料及びその研究成果に関する説明、並びに歴史研究に関する助言及び指導 7 歴史及び文化財関連施設の管理及び運営の受託 8 その他この法人の目的を達成するために必要な事業	
横 浜 市 か ら の	出 資 額 等 (平成14年度末現在)	基本金 100,000,000円のうち 100,000,000円 (出資比率 100%)
	平 成 14 年 度 補 助 額 等	自主事業運営費補助 221,968,633円 横浜都市発展記念館開館時企画展示事業補助 4,800,000円 合 計 226,768,633円
	平 成 14 年 度 委 託 料	歴史博物館等委託料 648,717,236円 開港資料館委託料 156,141,000円 文化財施設等委託料 53,166,000円 埋蔵文化財発掘調査委託料 61,175,500円 港北ニュータウン文化財整備促進事業委託料 18,648,000円 合 計 937,847,736円

2 財政援助団体

(1) 社会福祉法人横浜博萌会

設 立 年 月 日	昭和 62 年 3 月 30 日	
所 在 地	横浜市戸塚区汲沢町 56 番地	
設 立 目 的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。	
代 表 者 (平成 16 年 4 月 1 日現在)	理事長 瀬尾 勲	
役 員 数	役員数 9 人	
主 な 事 業 内 容	<p>社会福祉事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情緒障害児短期治療施設横浜いずみ学園の設置経営 2 特別養護老人ホームしらゆり園の設置経営 3 老人デイサービス事業（汲沢地域ケアプラザ） 4 老人短期入所事業（しらゆり園） 5 老人居宅介護等事業 6 身体障害者居宅介護等事業 7 知的障害者居宅介護等事業 8 児童居宅介護等事業 9 老人介護支援センター（在宅介護支援センター汲沢地域ケアプラザ）の受託経営 10 虐待・思春期問題情報研修センター事業 (子どもの虹情報研修センター) <p>公益事業 居宅介護支援事業</p>	
横 浜 市 か ら の 平 成 1 4 年 度 補 助 額 等	虐待・思春期問題情報研修センター整備費補助	952,000,000 円
	虐待・思春期問題情報研修センター事業費補助	149,435,134 円
	横浜市民間社会福祉施設償還金助成	46,760,250 円
	横浜市民間社会福祉施設中規模修繕助成	2,569,000 円
	合 計	1,150,764,384 円

(2) 社会福祉法人十愛療育会

設 立 年 月 日	昭和 62 年 3 月 2 日	
所 在 地	横浜市旭区市沢町 557 番地の 2	
設 立 目 的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。	
代 表 者 (平成 16 年 4 月 1 日現在)	理事長 石井 直昭	
役 員 数	役員数 13 人	
主 な 事 業 内 容	<p>社会福祉事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 重症心身障害児（者）施設横浜療育医療センターの設置経営 2 児童短期入所事業（横浜療育医療センター） 3 知的障害者短期入所事業（横浜療育医療センター） 4 身体障害者短期入所事業（横浜療育医療センター） 5 児童居宅介護等事業 6 知的障害者居宅介護等事業 7 身体障害者居宅介護等事業 <p>公益事業</p> <p>重度重複障害児・者診療事業 ほか</p>	
横 浜 市 か ら の 平 成 1 4 年 度 補 助 額 等	横浜市民間障害福祉施設建設費補助	255,564,000 円
	横浜市民間社会福祉施設等償還金助成	43,552,000 円
	横浜市重度重複障害者施設併設診療所等運営費補助	35,859,828 円
	横浜市民間障害児・者福祉施設償還金助成	4,380,000 円
	横浜市民間福祉施設災害時応急備蓄物資整備事業助成	403,266 円
	合 計	339,759,094 円

(3) 社会福祉法人横浜共生会

設 立 年 月 日	平成5年12月17日														
所 在 地	横浜市港北区新吉田町 6001 番地 6														
設 立 目 的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。														
代 表 者 (平成16年4月1日現在)	理事長 酒井 喜則														
役 員 数	役員数 15人														
主 な 事 業 内 容	<p>社会福祉事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 身体障害者療護施設「横浜らいず」の設置経営 2 知的障害者入所更生施設「花みずき」の設置経営 3 老人デイサービス事業（新吉田地域ケアプラザ） 4 老人デイサービス事業（下田地域ケアプラザほか1施設）の受託経営 5 身体障害者短期入所事業（横浜らいず） 6 知的障害者短期入所事業（花みずき） 7 知的障害者デイサービス事業（花みずき） 8 身体障害者デイサービス事業（しんよこはま地域活動ホーム） 9 知的障害者デイサービス事業（しんよこはま地域活動ホーム） 10 身体障害者相談支援事業（しんよこはま地域活動ホーム）の受託経営 11 老人介護支援センター（在宅介護支援センター新吉田地域ケアプラザほか2施設）の受託経営 12 老人居宅介護等事業（滞在型ホームヘルプサービス） 13 身体障害者居宅介護等事業 14 知的障害者居宅介護等事業 <p>公益事業</p> <p>地域生活支援事業（しんよこはま地域活動ホーム） ほか</p>														
横 浜 市 か ら の 平 成 1 4 年 度 補 助 額 等	<table border="0"> <tr> <td>横浜市民間障害福祉施設建設費補助</td> <td style="text-align: right;">233,272,000 円</td> </tr> <tr> <td>横浜市障害者地域活動ホーム運営費補助</td> <td style="text-align: right;">35,213,000 円</td> </tr> <tr> <td>横浜市民間社会福祉施設等償還金助成</td> <td style="text-align: right;">14,941,000 円</td> </tr> <tr> <td>横浜市障害者地域活動ホーム整備費補助</td> <td style="text-align: right;">7,455,000 円</td> </tr> <tr> <td>横浜市民間障害児・者福祉施設償還金助成</td> <td style="text-align: right;">1,666,500 円</td> </tr> <tr> <td>横浜市民間福祉施設災害時応急備蓄物資整備事業助成</td> <td style="text-align: right;">253,360 円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">292,800,860 円</td> </tr> </table>	横浜市民間障害福祉施設建設費補助	233,272,000 円	横浜市障害者地域活動ホーム運営費補助	35,213,000 円	横浜市民間社会福祉施設等償還金助成	14,941,000 円	横浜市障害者地域活動ホーム整備費補助	7,455,000 円	横浜市民間障害児・者福祉施設償還金助成	1,666,500 円	横浜市民間福祉施設災害時応急備蓄物資整備事業助成	253,360 円	合 計	292,800,860 円
横浜市民間障害福祉施設建設費補助	233,272,000 円														
横浜市障害者地域活動ホーム運営費補助	35,213,000 円														
横浜市民間社会福祉施設等償還金助成	14,941,000 円														
横浜市障害者地域活動ホーム整備費補助	7,455,000 円														
横浜市民間障害児・者福祉施設償還金助成	1,666,500 円														
横浜市民間福祉施設災害時応急備蓄物資整備事業助成	253,360 円														
合 計	292,800,860 円														

(4) 社会福祉法人そよかぜの丘

設 立 年 月 日	平成 13 年 10 月 12 日	
所 在 地	横浜市港南区港南四丁目 2 番 8 号	
設 立 目 的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。	
代 表 者 (平成 16 年 4 月 1 日現在)	理事長 松井 佑子	
役 員 数	役員数 9 人	
主 な 事 業 内 容	<p>社会福祉事業</p> <p>1 身体障害者デイサービス事業（港南中央地域活動ホームそよかぜの家）</p> <p>2 知的障害者デイサービス事業（港南中央地域活動ホームそよかぜの家）</p> <p>3 身体障害者相談支援事業（港南中央地域活動ホームそよかぜの家）の受託経営</p> <p>公益事業</p> <p>地域生活支援事業（港南中央地域活動ホームそよかぜの家）</p>	
横 浜 市 か ら の 平 成 1 4 年 度 補 助 額 等	横浜市障害者地域活動ホーム整備費補助	259,708,000 円
	横浜市障害者地域活動ホーム運営費補助	17,658,000 円
	横浜市民間福祉施設災害時応急備蓄物資整備事業助成	215,144 円
	合 計	277,581,144 円

(5) 社会福祉法人同愛会

設 立 年 月 日	昭和 53 年 3 月 1 日														
所 在 地	横浜市保土ヶ谷区上菅田町 1749 番地														
設 立 目 的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことが出来るよう支援することを目的とする。														
代 表 者 (平成 16 年 4 月 1 日現在)	理事長 高山 和彦														
役 員 数	役員数 10 人														
主 な 事 業 内 容	<p>社会福祉事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 知的障害者通所授産施設（幸陽園）の設置経営 2 身体障害者通所授産施設（第一空とぶくじら社）の設置経営 3 知的障害者通所授産施設（第二空とぶくじら社）の設置経営 4 知的障害者福祉工場（ダイア磯子）の設置経営 5 知的障害者入所更生施設（てらん広場）の設置経営 6 知的障害者地域生活援助事業（なかまの家ほか 50 施設）の設置経営 7 老人介護支援センター（在宅介護支援センター上菅田地域ケアプラザ）の受託経営 8 知的障害者短期入所事業（てらん広場ほか 1 施設） 9 身体障害者デイサービス事業（つづき地域活動ホームくさぶえ） 10 知的障害者デイサービス事業（つづき地域活動ホームくさぶえ） 11 身体障害者相談支援事業（つづき地域活動ホームくさぶえ）の受託経営 12 知的障害者相談支援事業（てらん広場）の受託経営 13 児童短期入所事業（てらん広場） <p>公益事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 横浜西部就労援助センターの設置経営 2 地域生活支援事業（つづき地域活動ホームくさぶえ） ほか 														
横 浜 市 か ら の 平 成 1 4 年 度 補 助 額 等	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">横浜市障害者地域活動ホーム運営費補助</td> <td style="text-align: right;">32,700,397 円</td> </tr> <tr> <td>横浜市障害者地域就労援助センター運営費補助</td> <td style="text-align: right;">27,736,000 円</td> </tr> <tr> <td>横浜市民間障害児・者福祉施設償還金助成</td> <td style="text-align: right;">21,770,000 円</td> </tr> <tr> <td>横浜市障害者グループホーム設置費補助</td> <td style="text-align: right;">18,468,500 円</td> </tr> <tr> <td>横浜市民間障害福祉施設建設費補助</td> <td style="text-align: right;">3,563,000 円</td> </tr> <tr> <td>横浜市民間福祉施設災害時応急備蓄物資整備事業助成</td> <td style="text-align: right;">336,063 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">104,573,960 円</td> </tr> </table>	横浜市障害者地域活動ホーム運営費補助	32,700,397 円	横浜市障害者地域就労援助センター運営費補助	27,736,000 円	横浜市民間障害児・者福祉施設償還金助成	21,770,000 円	横浜市障害者グループホーム設置費補助	18,468,500 円	横浜市民間障害福祉施設建設費補助	3,563,000 円	横浜市民間福祉施設災害時応急備蓄物資整備事業助成	336,063 円	合 計	104,573,960 円
横浜市障害者地域活動ホーム運営費補助	32,700,397 円														
横浜市障害者地域就労援助センター運営費補助	27,736,000 円														
横浜市民間障害児・者福祉施設償還金助成	21,770,000 円														
横浜市障害者グループホーム設置費補助	18,468,500 円														
横浜市民間障害福祉施設建設費補助	3,563,000 円														
横浜市民間福祉施設災害時応急備蓄物資整備事業助成	336,063 円														
合 計	104,573,960 円														

(6) 社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会

設 立 年 月 日	明治 44 年 5 月 30 日	
所 在 地	横浜市神奈川区立町 6 番地の 1	
設 立 目 的	医療及び福祉の部門を通じて、神奈川県における社会福祉の増進を図ることを目的とする。	
代 表 者 (平成 16 年 4 月 1 日現在)	業務担当理事 山本 修三	
役 員 数	役員数 20 人	
主 な 事 業 内 容	<p>社会福祉事業として次の施設を経営する。</p> <p>1 診療施設 恩賜財団済生会神奈川県病院 恩賜財団済生会横浜市南部病院 恩賜財団済生会若草病院 恩賜財団済生会平塚病院</p> <p>2 介護老人保健施設 済生会湘南苑</p> <p>3 特別養護老人ホーム 済生会若草ホーム</p> <p>4 保育施設 恩賜財団済生会わかくさ保育園</p> <p>5 授産施設 金沢若草園</p> <p>6 居宅介護サービス施設 横浜市菅田地域ケアプラザ 横浜市港南台地域ケアプラザ 横浜市六浦地域ケアプラザ 横浜市能見台地域ケアプラザ 平塚市袖ヶ浜デイサービスセンター</p>	
横 浜 市 か ら の 平 成 1 4 年 度 補 助 額 等	<p>1 東部地域中核病院整備費補助</p> <p>2 南部病院建設等借入金に対する利子補助</p> <p>3 南部病院救急医療運営費補助</p> <p>4 病院群輪番制運営費補助</p> <p>5 外国人救急医療費補助</p> <p>6 母児二次救急システム運営費補助</p> <p>7 民間社会福祉施設償還金助成</p> <p>合 計</p>	<p>166,192,000 円</p> <p>85,693,807 円</p> <p>23,000,000 円</p> <p>44,493,400 円</p> <p>6,626,000 円</p> <p>8,000,000 円</p> <p>610,500 円</p> <p>334,615,707 円</p>

(7) 上大岡B地区市街地再開発組合

設 立 年 月 日	平成 10 年 4 月 27 日	
所 在 地	横浜市港南区上大岡西二丁目 9 番 24 号	
設 立 目 的	都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 2 条の 2 第 2 項の規定により市街地再開発事業を施行することにより、市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とする。	
代 表 者 (平成 16 年 4 月 1 日現在)	理事長 安室 清治	
役 員 数	役員数 27 人	
主 な 事 業 内 容	1 施設建築物及び施設建築敷地の整備に関する事業 2 公共施設の整備に関する事業 3 前 2 号に附帯する事業	
横 浜 市 からの 平 成 1 4 年 度 補 助 額 等	市街地再開発事業補助	798,200,000 円
	公共施設管理者負担	93,319,000 円
	市街地再開発事業資金貸付金	50,000,000 円
	合 計	941,519,000 円
	(平成14年度末市街地再開発事業資金貸付金	199,000,000円)

(8) ヨコハマポートサイドF - 1 街区市街地再開発組合

設 立 年 月 日	平成 10 年 12 月 15 日	
所 在 地	横浜市神奈川区大野町 1 番地 4	
設 立 目 的	都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 2 条の 2 第 2 項の規定により市街地再開発事業を施行することにより、市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とする。	
代 表 者 (平成 16 年 4 月 1 日現在)	理事長 添田 直	
役 員 数	役員数 5 人	
主 な 事 業 内 容	1 施設建築物及び施設建築敷地の整備に関する事業 2 公共施設の整備に関する事業 3 前 2 号に附帯する事業	
横 浜 市 からの 平 成 1 4 年 度 補 助 額 等	市街地再開発事業補助	523,700,000円

(9) 新杉田駅前地区市街地再開発組合

設 立 年 月 日	平成 11 年 11 月 12 日	
所 在 地	横浜市磯子区新杉田町 8 番地 8	
設 立 目 的	都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 2 条の 2 第 2 項の規定により市街地再開発事業を施行することにより、市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とする。	
代 表 者 (平成 16 年 4 月 1 日現在)	理事長 渡邊 明宏	
役 員 数	役員数 16 人	
主 な 事 業 内 容	1 施設建築物及び施設建築敷地の整備に関する事業 2 公共施設の整備に関する事業 3 前 2 号に附帯する事業	
横 浜 市 か ら の 平 成 1 4 年 度 補 助 額 等	市街地再開発事業補助	511,040,000 円
	公共施設管理者負担	12,000,000 円
	合 計	523,040,000 円

3 公の施設管理受託団体

(1) 財団法人横浜市勤労福祉財団

公の施設：横浜市技能文化会館及び横浜市老松会館

団体概要は 1 (1)を参照		
施 設	横浜市技能文化会館	
	設 置 場 所	横浜市中区万代町 2 丁目 4 番地の 7
	設 置 年 月 日	昭和61年 4 月 1 日
	設 置 目 的	技能職の振興並びに勤労者の福祉の増進及び文化の向上を図ることを目的とする。
	主 な 事 業 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 技能職者の育成のための施設の提供 2 技能文化に関する資料等の展示及び提供 3 勤労者の教養及び文化の向上を図る催しのための施設の提供 4 勤労者の会議、研修等のための施設の提供 5 勤労者の福利厚生を図るための施設の提供 6 その他技能文化会館の設置の目的を達成するために必要な事業
	平成 14 年度委託料	168,056,000円
	そ の 他	平成10年度から利用料金制を導入している。
	概 要	横浜市老松会館
設 置 場 所		横浜市西区老松町26番地の 1
設 置 年 月 日		平成 5 年10月 1 日
設 置 目 的		生活文化の振興を図り、市民の福祉の増進及び連帯感の醸成に寄与することを目的とする。
主 な 事 業 内 容		<ol style="list-style-type: none"> 1 市民の各種催事及び文化活動のための施設の提供 2 生活文化の振興及び市民の連帯感の醸成を図るための事業 3 その他会館の設置の目的を達成するために必要な事業
平成 14 年度委託料		96,043,000円
そ の 他		平成10年度から利用料金制を導入している。

(2) 財団法人横浜市女性協会

公の施設：横浜女性フォーラム及びフォーラムよこはま

団体概要は 1 (2) を参照		
施 設	横浜女性フォーラム	
	設 置 場 所	横浜市戸塚区上倉田町 435 番地 1
	設 置 年 月 日	昭和 63 年 9 月 10 日
	設 置 目 的	男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援することを目的とする。
	主 な 事 業 内 容	1 男女共同参画の推進についての資料及び情報の収集及び提供 2 市民の文化的及び健康的な日常生活の確立並びに女性の自己開発のための講習会等の開催 3 男女共同参画に関する相談 4 男女共同参画の推進に関する調査研究及び広報 5 前各号の事業のための施設及び設備の提供 6 その他フォーラムの設置の目的を達成するために必要な事業
	平成 14 年度委託料	275,130,000 円
概	そ の 他	平成 10 年度から利用料金制を導入している。
	フォーラムよこはま	
要	設 置 場 所	横浜市西区みなとみらい二丁目 2 番 1 号 横浜ランドマークタワー 13 階
	設 置 年 月 日	平成 5 年 7 月 30 日
	設 置 目 的	横浜女性フォーラムに同じ
	主 な 事 業 内 容	横浜女性フォーラムに同じ
	平成 14 年度委託料	96,912,000 円
	そ の 他	平成 10 年度から利用料金制を導入している。

(3) 財団法人横浜市青少年科学普及協会

公の施設：横浜こども科学館

団体概要は 1 (3)を参照	
横浜こども科学館	
設置場所	横浜市磯子区洋光台五丁目 2 番 1 号
設置年月日	昭和59年 5 月 5 日
設置目的	科学に関する資料及び装置の展示等を行うことにより、青少年の科学に関する知識の啓発を図り、もって創造性豊かな青少年の育成に寄与することを目的とする。
主な事業内容	1 科学に関する資料及び装置の展示、並びに利用に供すること。 2 プラネタリウムその他の投影装置による天体運行等の投影 3 科学技術及び天文に関する講習会、講演会等の開催 4 科学技術に関する調査研究、及び科学資料等の刊行 5 その他前各号に準ずる事業
平成14年度委託料	471,084,000円
その他	平成10年度から利用料金制を導入している。

(4) 財団法人横浜市消費者協会

公の施設：横浜市消費生活総合センター

団体概要は 1 (4)を参照	
横浜市消費生活総合センター	
設置場所	横浜市港南区上大岡西一丁目 6 番 1 号
設置年月日	昭和49年 7 月 1 日
設置目的	消費者の利益の擁護及び増進を図り、もって市民の安全で快適な消費生活の実現に寄与することを目的とする。
主な事業内容	1 消費生活の啓発に関すること。 2 消費生活の相談に関すること。 3 商品テストその他商品の実習に関すること。 4 消費生活に関する資料の展示等に関すること。 5 消費生活に関する情報の収集及び提供に関すること。 6 消費者の主体的な活動のための施設の提供に関すること。 7 その他前各号に準ずる事業
平成14年度委託料	110,375,380円
その他	なし

(5) 財団法人横浜市ふるさと歴史財団

公の施設：横浜市歴史博物館、横浜開港資料館、

横浜都市発展記念館及び横浜ユーラシア文化館

団体概要は1(10)を参照		
施設	横浜市歴史博物館	
	設置場所	横浜市都筑区中川中央一丁目18番1号
	設置年月日	平成7年1月31日
	設置目的	開港期までを中心とする横浜の歴史に関する資料を収集し、保管し、展示し、及び調査研究して市民の利用に供するとともに、その学習、調査研究等に資するため必要な事業を行うことにより、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。
	主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 資料の収集、保管、展示等を行うこと。 2 資料に関する調査研究を行い、その成果の展示、出版等を行うこと。 3 歴史に関する情報の収集及び提供を行うこと。 4 資料の利用に関し必要な説明、助言及び指導を行うこと。 5 歴史に関する講演会、講習会、講座等を開催すること。 6 野外施設等を利用する体験的学習等を行うこと。 7 博物館の施設及び設備の提供を行うこと。 8 その他博物館の設置の目的を達成するために必要な事業
	平成14年度委託料	521,314,000円
	その他	平成10年度から利用料金制を導入している。
	横浜開港資料館	
	設置場所	横浜市中区日本大通3番地
	設置年月日	昭和56年6月2日
概要	設置目的	開港期を中心とする横浜の歴史に関する資料の収集、保存、調査研究等を行い、その成果を広く公開することにより、市民の横浜の歴史に対する理解を深め、もって市民文化の向上に寄与することを目的とする。
	主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 資料の収集、整理、保存及び展示を行い、並びに資料を閲覧に供すること。 2 資料に関する調査研究を行い、その成果を展示、出版等により利用に供すること。 3 横浜の歴史に関する講演会、資料に関する購読会等を開催すること。 4 資料館の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行うこと。 5 前各号に掲げる事業に付帯する事業
	平成14年度委託料	156,141,000円
	その他	平成10年度から利用料金制を導入している。

施 設	横浜都市発展記念館	
	設 置 場 所	横浜市中区日本大通12番地
	設 置 年 月 日	平成15年3月15日
	設 置 目 的	開港期以降の横浜の都市形成の歴史、市民生活の変遷及び横浜がはぐくんだ文化に関する資料を収集し、保管し、展示し、及び調査研究して市民の利用に供するとともにその学習の調査等のため必要な事業を行うことにより、ふるさと意識の醸成、国際平和等に資するとともに、市民の学習、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。
	主 な 事 業 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 資料の収集、保管及び展示等を行うこと。 2 資料に関する調査研究を行い、その成果の展示、出版等を行うこと。 3 歴史に関する情報の収集及び提供を行うこと。 4 資料の利用に関し必要な説明、助言及び指導を行うこと。 5 歴史に関する講演会、講習会、講座等を開催すること。 6 その他記念館の設置の目的を達成するために必要な事業
	平成14年度委託料	(横浜都市発展記念館及び横浜ユーラシア文化館分) 52,488,000円
	そ の 他	平成14年度から利用料金制を導入している。
概 要	横浜ユーラシア文化館	
	設 置 場 所	横浜市中区日本大通12番地
	設 置 年 月 日	平成15年3月15日
	設 置 目 的	ユーラシアの文化に関する資料を展示し、及び保管し、並びにこれらの資料を中心としてユーラシア諸地域の文化交流に関する調査研究等を行い、その成果を広く市民に公開することにより、国際文化都市横浜の発展に寄与することを目的とする。
	主 な 事 業 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 資料の展示及び保管等を行うこと。 2 資料に関する調査研究を行い、その成果の展示、出版等を行うこと。 3 ユーラシアの文化に関する情報の収集及び提供を行うこと。 4 資料の利用に関し必要な説明、助言及び指導を行うこと。 5 ユーラシアの文化に関する講演会、講習会、講座等を開催すること。 6 その他文化館の設置の目的を達成するために必要な事業
	そ の 他	平成14年度から利用料金制を導入している。

行政監查結果報告

行政監査

第1 監査の実施

1 監査の対象

現在、本市では、政策目標を掲げた「中期政策プラン」、持続可能な財政の確立を図る「中期財政ビジョン」、行政運営の仕組みや手法について抜本的に改革していくことを目的とした「新時代行政プラン」からなる「横浜リバイバルプラン」を策定し、さまざまな改革に取り組んでいる。

「新時代行政プラン」の中で、効率的・効果的な行政運営に寄せる市民の要請に応えるため、行政改革に向けた重点改革項目が掲げられており、そのひとつとして「ごみ収集運搬」について委託化をはじめとする民間活力の活用を進めるとされている。

そこで、市民の視点に立ち、本市の主要な事業のうち、市民生活に密接に関連する事業として、監査テーマを「一般廃棄物処理行政の効率化」とし、特に家庭ごみの収集運搬事業を対象とした。

2 監査対象局

環境事業局

3 監査の方法

現在、環境事業局で実施されている一般廃棄物の処理に係る業務が、民間に執行を委ねるべき業務か、あるいは行政で直接執行すべき業務かどうかの明確化、行政で直接執行すべき業務とした場合にも、現行の執行体制に効率化の余地がないかなどに着眼点に基づき、関係書類の調査及び関係職員からの事情聴取を実施した。また、家庭ごみの収集・運搬体制を的確に把握するため、特に監査委員による現地調査を行った。

4 監査の期間

平成15年6月16日から平成16年5月20日まで

第2 監査の結果

1 一般廃棄物処理に関する本市の事業

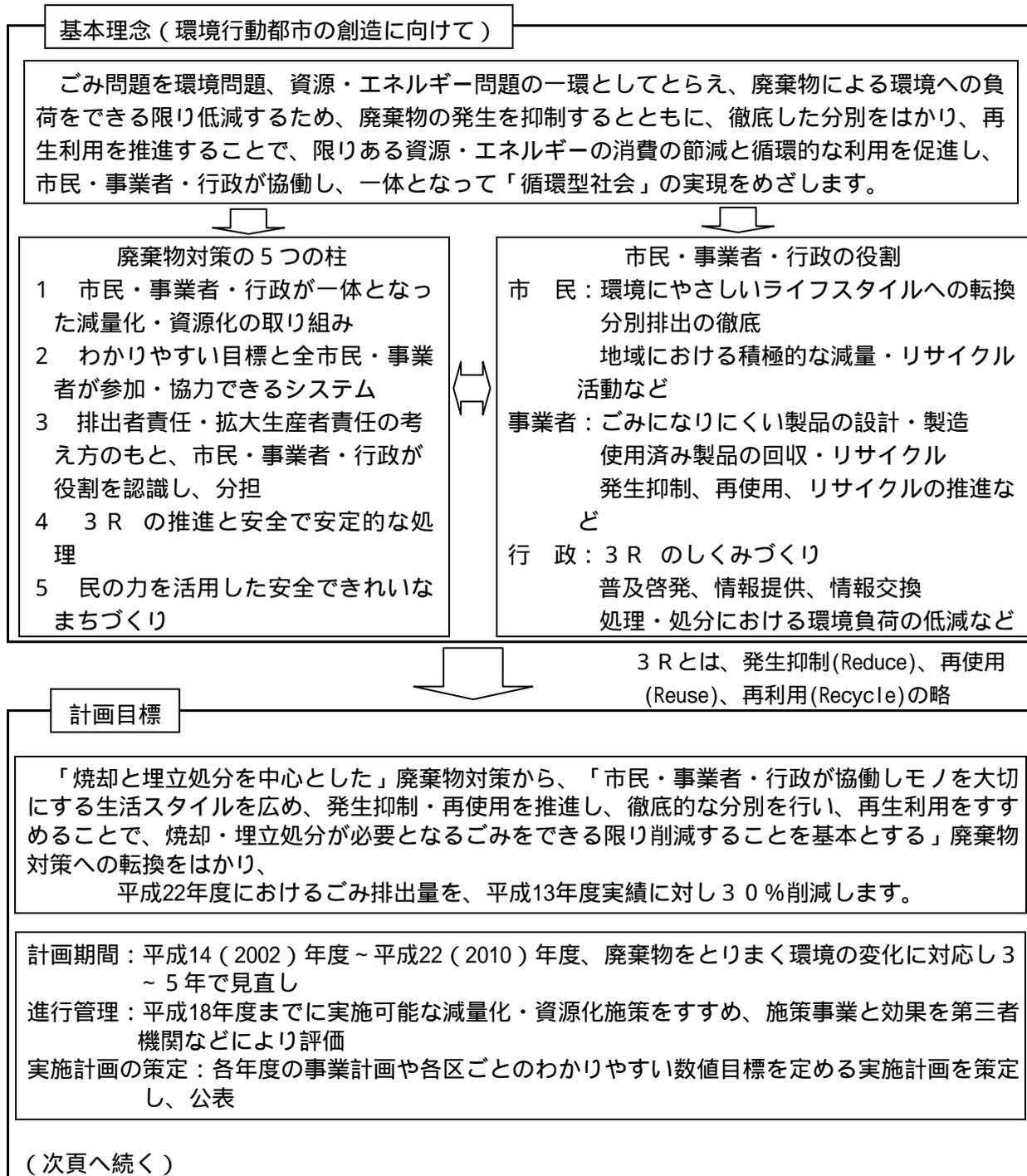
本市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」等に基づき、一般廃棄物の処理等を総合的かつ計画的に推進するための「横浜市一般廃棄物処理基本計画」及び各年度の実施計画を定める「一般廃棄物処理計画実施計画」を策定している。

また、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成4年9月横浜市条例第44号）」では、これらの計画に基づき、一般廃棄物の処理等を総合的かつ計画的に推進するものとされ、このことに対応して、横浜市、事業者及び市民

の責務を明らかにするとともに、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持を推進するために必要な事項が定められている。

平成15年1月に策定された「横浜市一般廃棄物処理基本計画」（以下「横浜G30プラン」という。）では、循環型社会の実現に向け、平成22年度における全市のごみ排出量（ごみとして排出されるもののうち、資源物として排出されるものを除く量）を平成13年度に対して30%削減するという目標を定め、市民・事業者と協働し、ごみの減量と資源化に取り組むものとされている。

横浜G30プランの構成（抜粋）



市民ひとり1日あたりの目標（平成13年度実績比）

	平成13年度	平成18年度	平成22年度
リサイクル量	296 g	519 g (75%増)	674 g (130%増)
ごみ排出量	1,274 g	1,024 g (20%減)	849 g (33%減)

ごみ量の将来見通し

	現状	計画	
	平成13年度	平成18年度	平成22年度
総ごみ量	198万ト	214万ト	226万ト
発生抑制量	-	13万ト	23万ト
ごみ発生量	198万ト	201万ト	203万ト
リサイクル量	37万ト	68万ト	90万ト
ごみ排出量	161万ト	133万ト	113万ト
焼却量	159万ト	131万ト	111万ト
焼却灰量	30万ト	25万ト	21万ト
焼却灰再生利用量	1万ト	2万ト	19万ト
最終処分量	31万ト	25万ト	4万ト
人口	346万人	357万人	365万人

(1) 分別収集の拡充

本市では、これまで、缶、びん、ペットボトル、小さな金属類等の分別収集を順次拡充してきた。

「横浜G30プラン」においては、平成22年度における市民一人当たりのリサイクル量とごみ排出量の目標を定め、新たにペットボトル以外のプラスチック製容器包装や古紙・古布などの分別収集を実施するなど、焼却・埋立処分が必要となるごみをできる限り削減し、廃棄物による環境への負荷を低減していくとしている。

平成15年10月から、分別収集品目拡大モデル事業を、各区のモデル地区（全市で約4万世帯を対象）で開始し、プラスチック容器包装、スプレー缶、古紙、古布、燃えないごみを新たに分別収集品目として追加している。

モデル事業実施地区における家庭ごみの収集量は、モデル事業実施前と比較して3割以上の減となっている。

平成15年度分別収集品目拡大モデル事業実施地区におけるごみ量の比較

(単位 t)

	家庭ごみ	缶 びん ペット	新分別収集品目						合計
			計	プラスチック製容器包装	燃えないごみ	スプレー缶	古紙	古布	
実施前 A (9/29～10/4)	509.1	32.2	-	-	-	-	-	-	541.3
実施後 B (10月～3月の週平均)	325.1	30.5	67.2	22.5	3.2	0.3	35.0	6.3	422.8
A - B (増減率)	184.1 (36.2%)	1.7 (5.3%)	-	-	-	-	-	-	118.5 (21.9%)

さらに、平成17年4月からの全市実施に先行して、平成16年10月から南区、港南区、磯子区、金沢区、栄区、泉区の6区において新分別収集品目による分別収集を実施することとしている。

(2) 家庭ごみ収集の民間委託

家庭から排出されるごみの収集作業については、粗大ごみを除いて、各区に設置されている収集事務所の職員により行われてきた。

「横浜G30プラン」においては、ごみの収集・運搬業務について安全性や信頼性について十分配慮しつつ、効率的・効果的な事業執行の観点から、民間活力の導入が可能なものについては活用していくとしている。

また、「新時代行政プラン」では、取組項目として「家庭ごみ収集の民間委託」が挙げられており、そのスケジュールは次のとおりである。

新時代行政プラン・アクションプラン（平成15年10月）						
《重点項目6》民間度チェックと最適なサービス供給主体の選択 民営化・委託化など民間活力の活用						
(1) ごみ収集・運搬...の各業務について、委託化をはじめとする民間活力の活用を進めるとともに、その他の事業についても積極的に民営化・委託化を推進します。						
取組項目	内 容	スケジュール				目 標
		15	16	17	18	
家庭ごみ収集の民間委託	・条件を整えながら順次民間委託し、その後、一定期間の検証を行う。	・MM21地区の高層マンションの新規入居(2棟増)に合わせ、民間委託の試行を拡充する。 ・民間委託の試行を西区の一部及び中区の一部地域に拡大する。	・条件を整えながら順次民間委託を実施			・収集運搬業務を効率的に実施している。

具体的には、平成15年2月から西区みなとみらい地区の高層マンションにおいて、また、同年10月から西区北幸、南幸地区及び中区福富地区、関内地区において試行的に民間業者への委託を開始した。さらに、平成16年度には西区における民間委託を区内全域に拡大して、ごみ収集運搬業務の民間委託についての具体的課題等の検証を行っているところである。

2 監査の結果

家庭ごみの収集運搬業務については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、
「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」等に基づきおおむね適切に行われていたが、現在推進中の「横浜G30プラン」との整合を図りつつ、より効率的・効果的な事業執行に向けて、次の事項について、改善検討を図りたい。

(1) 収集作業の効率的な執行を求めるもの

ア 事実の概要

環境事業局の収集事務所では、小型機械車、中型機械車等を使用してごみを収集しているが、年末年始にはごみの収集量が増加するため、予備車等を使用し、アルバイトを雇用して対応している。

現地調査を行った神奈川事務所、港南事務所及び旭事務所における平成14年度の収集体制についてみたところ、それぞれの予備車を含めた配置台数は38台、33台及び41台であったが、年末年始の家庭ごみについて、小型車両1台当たりの1日における平均の回転数（事務所を出発して、ごみを収集し、輸送事務所又は工場でごみを排出する1サイクルを1回転とする。）及び1回転当たりの平均収集量についてみたところ、神奈川事務所は6.83回転で1.58t、港南事務所は7.21回転で1.46t、旭事務所は7.83回転で1.56tとなっていた。

しかし、12月及び1月の2か月間でみると、小型車両1台当たりの平均回転数及び1回転当たりの平均収集量をみると、それぞれ5.14回転で1.35t、5.27回転で1.29t及び5.45回転で1.33tとなっており、年末年始と比較して収集効率の点からみて相当の差異があると考えられる。

平成14年度年末年始事務所別稼働状況（家庭ごみ）

事務所別	車両別	稼働台数			収集量 (t)	
		延台数	総回転数	平均回転数	総量	一回転平均
神奈川	小型	133	909	6.83	1,436.94	1.58
	中型	24	128	5.33	288.23	2.25
港南	小型	94	678	7.21	988.48	1.46
	中型	48	351	7.31	712.95	2.03
旭	小型	131	1,026	7.83	1,595.66	1.56
	中型	29	187	6.45	401.94	2.15

延台数、総回転数及び総量は、年末年始(12/28、12/30、1/4、1/6)の4日間の合計である。

平成14年12月及び平成15年1月における収集車両の稼働状況（家庭ごみ）

事務所別	日付	車両別	稼働台数			収集量 (t)	
			延台数	総回転数	平均回転数	総量	一回転平均
神奈川	12月計	小型	621	3,097	4.99	4,349.77	1.40
		中型	111	443	3.99	857.93	1.94
	1月計	小型	576	3,058	5.31	3,983.00	1.30
		中型	104	423	4.07	782.76	1.85
	2か月計	小型	1,197	6,155	5.14	8,332.77	1.35
		中型	215	866	4.03	1,640.69	1.89
港南	12月計	小型	395	1,988	5.03	2,653.22	1.33
		中型	259	1,298	5.01	2,396.97	1.85
	1月計	小型	352	1,949	5.54	2,444.31	1.25
		中型	247	1,228	4.97	2,099.82	1.71
	2か月計	小型	747	3,937	5.27	5,097.53	1.29
		中型	506	2,526	4.99	4,496.79	1.78
旭	12月計	小型	632	3,397	5.38	4,724.78	1.39
		中型	140	614	4.39	1,182.16	1.93
	1月計	小型	600	3,319	5.53	4,227.75	1.27
		中型	134	614	4.58	1,085.85	1.77
	2か月計	小型	1,232	6,716	5.45	8,952.53	1.33
		中型	274	1,228	4.48	2,268.01	1.85

イ 指摘事項

実査を行った3事務所における年末年始期間と12月及び1月の2か月間との収集効率の差異は、他の収集事務所においても生じていると考えられることから、さらに事務所における収集実績を検証し、新たな分別収集体制との整合を図りつつ、繁忙期とそれ以外の時期の作業密度の差が過大とならないよう、より一層業務量の状況に応じた対応を行うなど収集作業の効率的な執行を図られたい。

(2) 車両の整備体制のあり方について検討を求めるもの

ア 事実の概要

車両課では、ごみの収集車両をはじめ、環境事業局で所有する業務用車の定期的な車検、点検及び修理について計画的に実施するため、車両ごとの履歴を一括して把握している。これに基づき、車両課整備工場では、車両の定期点検、車検前の整備、修理等を実施しているものの、車検そのものは委託により実施しており、これらに要する経費は平成14年度で約6億6,200万円となっている。また、一部の焼却工場等に設置した派遣工場には、車両課の職員が常時待機し、定期点検や修理を実施しているが、これらの職員を合わせた車両課に係る人員は、平成15年度で職員46人及び嘱託員6人で、人件費は4億円程度となっている。

車両課事業実績

		平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
定期点検実施件数		1,211件	1,234件	1,160件	1,218件	1,227件
車検実施台数		893件	869件	823件	805件	899件
故障等 修理	直営件数	34,270件	41,124件	43,180件	43,611件	44,047件
	外注件数	19,698件	18,169件	17,426件	17,868件	17,229件
	計	53,968件	59,293件	60,606件	61,479件	61,276件
歳出額 (千円)	消耗品	298,475	327,453	283,394	280,361	299,269
	修繕料	222,991	294,650	237,019	338,242	354,839
	その他	11,703	7,296	5,054	5,387	8,210
	計	533,169	629,399	525,467	623,990	662,318

イ 指摘事項

現在、車両の維持管理に多額の経費を要していることや、車両の整備業務が民間事業として成り立っていることなどを考慮すると、車両課整備工場等における業務を直営で行う必要性が高いとは考えられない。

については、業務の効率化に向け、車両整備業務を委託化するなど整備体制のあり方について検討されたい。

(3) リサイクルプラザにおける事業のあり方について改善を求めるもの

ア 事実の概要

市内で発生する粗大ごみのうち再利用可能な家具類を展示し、抽選により販売するとともに、石けんづくりなど市民にリサイクルの場を提供し、リサイクルに対する意識啓発の場として、平成3年4月に港南リサイクルプラザ、平成4年7月に青葉リサイクルプラザ、平成7年4月に鶴見リサイクルプラザを整備してきた。鶴見リサイクルプラザでは、家具類の展示販売等に加えてリサイクル教室の開催、リサイクル意識の啓発のための模型やパネル展示等も行っている。

そこで、これらの3施設の事業実績をみたところ、中心的事業である家具類の展示件数は、平成12年度には4,116点あったものが、平成14年度には2,784点に減少し、延入場者数についても平成12年度の69,460人から平成14年度には33,054人と減少している。

家具類の展示数や入場者数が減少している主な要因としては、かつては、不用となった家具類を市民が無料で直接リサイクルプラザ等へ搬入することが可能だったが、平成13年度からリサイクルプラザへの直接搬入が廃止されたこと、現在は家具類のリサイクルを望む場合には、粗大ごみの処理手数料を負担した上で市民自らが市内4か所にあるストックヤードに持ち込まなければならなくなったことなどが考えられる。

3施設の管理運営は、財団法人横浜市廃棄物資源公社に委託して行われているが、平成14年度の委託料をみると約9,700万円であり、その一方で、3施設における平成14年度の家具類の販売収入は約348万円となっている。

各施設の事業実績の推移

施設別	年度別	延べ 入場 者数 人	展示販売			延べ 施設 見学 者数 人	情報板コーナー		石けんコーナー	
			展示 品数 点	申込 件数 件	平均 倍率 倍		ゆずって ください (内成立) 件	ゆずります (内成立) 件	製造 件(人)	製粉 件(人)
鶴見	14	18,204	940	24,675	26.2	1,080	107(5)	115(20)	3(23)	-
	13	23,599	1,137	31,737	27.8	1,585	93(8)	194(28)	7(43)	-
	12	33,270	1,395	43,235	30.6	3,225	195(9)	273(44)	16(88)	-
港南	14	6,827	850	9,754	11.6	67	130(3)	273(15)	11(34)	11(34)
	13	11,202	1,030	16,000	15.3	123	243(4)	344(35)	6(28)	6(28)
	12	18,444	1,509	26,347	17.3	16	400(1)	694(37)	22(90)	22(90)
青葉	14	8,023	994	11,459	15.3	19	153(4)	260(103)	12(53)	12(53)
	13	9,879	970	14,113	14.4	0	88(5)	267(33)	16(65)	13(48)
	12	17,746	1,212	24,294	19.8	45	383(9)	596(44)	13(45)	13(34)
計	14	33,054	2,784	45,888	53.1	1,166	380(9)	648(123)	26(110)	23(87)
	13	44,680	3,137	61,850	57.6	1,708	424(17)	805(111)	29(136)	19(76)
	12	69,460	4,116	93,876	67.7	3,286	978(19)	1,563(125)	51(223)	35(124)

各プラザの整備費及び維持費等

(単位：千円)

施設別	開設年月日	整備費	平成14年度委託料			家具類の 販売収入
			維持費	人件費	計	
鶴見	平成7年4月1日	603,580	20,321	19,414	39,735	1,312
港南	平成3年4月12日	305,363	19,277	13,102	32,379	831
青葉	平成4年7月1日	161,116	11,104	14,356	25,461	1,343
計	-	1,070,059	50,702	46,872	97,575	3,486

新時代行政プラン・アクションプラン(平成15年10月)

《重点項目6》1 事業のあり方検討の推進

取組項目	内容	スケジュール				目標
		15	16	17	18	
リサイクル プラザ	再生品の販売を通じた物の大切さやライフスタイルの見直しなどの啓発だけでなく、リサイクル教室、環境セミナーの開設の見直しなど生涯学習の一環や学校等での環境学習の推進施設として充実強化を図る。	検討	実施	推進		時代に合わせた事業展開がなされている。

イ 指摘事項

市民に対するリサイクル意識の啓発の場という施設の位置づけを考慮すると、事業の採算をとることはそもそも困難であるが、事業実績の推移から考えて、リサイクル意識の啓発という事業効果が十分にあがっているとは考えにくい。

今後は、家具類の展示販売をはじめとする事業の効率的な執行に努めるとともに、家具類の搬入方法に関する改善や施設機能について市民のリサイクル意識の啓発に向けたリサイクル教室等の開催、市民自らの企画によるリサイクル事業のために活用する機能を充実するなど、リサイクル意識の啓発という目的に向けて、事業の改善を図りたい。

(4) 事務所等の管理のあり方について検討を求めるもの

ア 事実の概要

環境事業局では、「環境事業局事務所等管理人要綱」に基づき、勤務時間外及び休業日等における事務所等の建物、物品等の管理の万全を図ることを目的として、事務所等に管理人室を設置し、同局職員のうちから配偶者等がいる職員を管理人として置いている。

この要綱によると、管理人の職務は、建物や物品等の火災及び盗難防止、災害発見の際の速やかな所属長への連絡及び被害の拡大防止などとされ、管理に要する光熱水費は徴収しない旨が規定されており、家賃も徴さないこととされている。

しかしながら、現在は、神明台にある2か所を除いて、毎夜間及び休業日に巡回を行い、庁舎管理日誌に記録し、建物の鍵の開閉を行うことが管理人の主な業務となっていることから、管理人を置く必要性は薄れているものと考えられ、また、家賃及び光熱水費分に相当する業務量があるとは言い難い。

事務所等管理人の状況（平成15年度）

事務所等	職種	管理開始	所属
車両課	技能吏員	平成15年5月23日	車両課
収集事務所 (次頁へ続く)	鶴見	平成14年4月1日	鶴見事務所
	神奈川	平成7年8月27日	港北事務所
	西	平成4年5月1日	西事務所
	中	・平成13年6月から不在 ・平成15年4月1日～平成16年3月31日巡回委託 契約額423,150円	
	南	平成4年3月16日	港南事務所
	港南	平成10年4月10日	中事務所
	保土ヶ谷	平成14年4月1日	保土ヶ谷事務所
	旭	平成13年7月15日	瀬谷事務所
	磯子	平成3年7月1日	磯子事務所
金沢	平成15年9月から不在（募集中）		

収集事務所	港北	技能吏員	平成11年6月17日	港北事務所
	緑	技能吏員	平成13年1月24日	緑事務所
	都筑	技能吏員	平成14年1月1日	青葉事務所
	青葉	技能吏員	平成13年9月26日	青葉事務所
	戸塚	事務吏員	平成11年2月16日	戸塚事務所
	栄	技能吏員	昭和58年5月23日	栄事務所
	泉	技能吏員	平成11年4月1日	泉事務所
	瀬谷	・平成15年4月から不在 ・平成15年5月1日～平成16年3月31日巡回委託 契約額378,660円		
北部	技能吏員	平成12年4月1日	北部事務所	
輸送事務所	港北	技能吏員	平成15年4月1日	港北事務所
	神奈川	(車両課と兼務)		
	磯子	・平成9年8月から不在(募集中)		
	戸塚	(平成15年7月から事務所業務を民間委託)		
	神明台	(神明台処分地管理事務所と兼務)		
神明台処分地管理事務所	技能吏員	昭和52年8月9日	神明台処分地管理事務所	
神明台排水管理施設	技能吏員	平成6年10月22日	神明台処分地管理事務所	
長坂谷排水処理施設	(平成11年11月から募集を行っていない。)			

中事務所及び瀬谷事務所の巡回委託契約は、平成16年度は行っていない。
 ・管理人がいないところは、鍵の開閉を職員で対応している。

事務所等管理人の主な業務等

事務所等	主な業務	業務確認の方法
神明台処分地管理事務所 神明台排水管理施設	事務所等入り口の開錠・施錠 及び構内の巡回 降雨時の構内巡回及び報告等	職員のうち最終退庁者が 「庁舎管理日誌」を管理人 に引き継ぎ、管理人は翌朝 出勤者に引き継ぐ。
その他の事務所等	事務所等入り口の開錠・施錠 及び施設の巡回等	

現地調査を行った事務所等における管理人の巡回時間

事務所等	曜日別	巡回回数	巡回時間
車両課 (平成15年9月)	出勤者のいない日曜日	2回	午後5時から7時45分までの間 午後9時から11時までの間
	上記以外の日	1回	午後9時から12時までの間
神奈川 (平成15年10月)	出勤者のいない日曜日	3回	午前7時から8時の間 午後4時 午後7時
	上記以外の日	3回	午前6時 午後6時 午後7時から9時30分の間
港南 (平成15年10月)	出勤者のいない日曜日	4回	午前8時から10時の間 午後2時 午後6時 午後10時
	上記以外の日	3回	午後6時 午後8時 午後10時
旭 (平成15年10月)	出勤者のいない日曜日	1回	午後10時
	上記以外の日	1回	午後10時から12時の間
神明台(2か所) (平成15年8月)	-	通常 1回	午後6時30分から9時までの間 調整槽警戒水位の警報が鳴った場合等

イ 指摘事項

本市では、非常災害時における情報連絡網の整備が進んでおり、市立小中学校等においてはほとんどが機械警備化されている。さらに、現に管理人の確保ができない事務所等のうち一部について、警備を民間事業者に委託していたが、全施設の警備について委託をすれば、十分低廉なものとなることが期待できると考えられる。

以上のことから、各事務所等に管理人を置いて管理させることが時代のすう勢になじまないものと考えられるので、事務所等管理人の廃止を含めて管理のあり方について検討されたい。

(5) 職員の自家用車の駐車許可について改善を求めるもの

ア 事実の概要

本市では、地球温暖化防止に向けての取組の中で、マイカー通勤利用抑制のために、鉄道やバスなどの公共交通機関の整備、利用促進などが行われている。

環境事業局の収集事務所等に勤務する職員等の通勤時における自動車等の交通用具の利用者の状況をみたところ、平成16年1月現在、自動車による通勤者は事務所等に勤務する職員の55.0%となっており、車両台数は1,398台で、このうち97.7%にあたる1,366台が敷地内に駐車していた。

職員駐車場の例

神奈川事務所



港南工場



旭工場



事務所・工場等の交通用具利用者（自転車を除く）の状況

	職員数 15.5.1	交通用具 利用者数 16.1月	左 の 内 訳				
			自動車	駐 車 場 所		バイク	
				敷地内	その他		
事務所	鶴見事務所	137	51	47	47	0	4
	神奈川事務所	120	43	41	41	0	2
	西事務所	55	12	7	7	0	5
	中事務所	92	59	55	55	0	4
	南事務所	114	40	28	28	0	12
	港南事務所	105	78	70	70	0	8
	保土ヶ谷事務所	103	93	80	80	0	13
	旭事務所	127	74	69	69	0	5
	磯子事務所	93	53	38	6	32	15
	金沢事務所	110	89	79	79	0	10
	港北事務所	151	56	39	39	0	17
	緑事務所	83	52	51	51	0	1
	青葉事務所	128	103	97	97	0	6
	都筑事務所	71	58	56	56	0	2
	戸塚事務所	118	86	80	80	0	6
	栄事務所	63	57	53	53	0	4
	泉事務所	76	56	56	56	0	0
	瀬谷事務所	66	49	47	47	0	2
	神奈川輸送事務所	17	14	14	14	0	0
	磯子輸送事務所	21	17	15	15	0	2
	港北輸送事務所	28	19	19	19	0	0
	神明台輸送事務所	25	26	25	25	0	1
	北部事務所	99	79	78	78	0	1
磯子検認所	10	3	2	2	0	1	
工場	鶴見	74	27	22	22	0	5
	港南	76	39	36	36	0	3
	保土ヶ谷	74	41	41	41	0	0
	旭	63	38	29	29	0	9
	金沢	70	46	39	39	0	7
	都筑	75	40	39	39	0	1
車両課	46	8	8	8	0	0	
廃棄物資源開発室	25	11	10	10	0	1	
処分地管理課排水管理係	16	14	13	13	0	1	
神明台処分地管理事務所	13	15	15	15	0	0	
計	2,544	1,546	1,398	1,366	32	148	

交通用具利用者 1,546 人 / 職員数 2,544 人 = 60.8%

自動車利用者 1,398 人 / 職員数 2,544 人 = 55.0%

敷地内駐車者 1,366 人 / 自動車利用者 1,398 人 = 97.7%

これは、職員の早朝出勤があること及び事務所等は地理的に不便な場所が多いことを理由にその敷地内に無償で駐車することを認めているものである。

しかし、勤務開始時間はおおむね午前 8 時前後であり、交通用具利用者のすべてが公共交通機関を利用できないとは考えにくく、本市の「通勤手当に関する規

則」で交通用具の使用を認めているのは、通勤の手段として自家用自動車等を使用することを認めたものであって、事務所等の敷地内への駐車が当然に認められるものではない。

他都市においては、庁舎敷地内の通勤車両の駐車は原則禁止として、やむを得ず駐車を認める場合には応分の負担を求めている例も見られる。

イ 指摘事項

職員の自家用自動車等による通勤については、やむを得ない事情がある場合に限って敷地内に駐車することを認めるものとし、その場合には、適正な許可手続を行うよう改められたい。

(6) 超過勤務命令の適正な取扱いを求めるもの

ア 事実の概要

収集事務所における家庭ごみの収集に従事する職員の勤務時間は、午前8時から午後4時30分までであるが、各収集事務所では、収集運搬の実作業に従事する時間として、午前8時15分から正午まで及び午後1時から午後3時50分までの395分間を収集作業時間とし、以後午後4時30分までを洗車、洗身等の時間としている。

そこで、超過勤務命令の状況をみたところ、作業運転日報に記載された帰着時間が午後3時50分を超えた場合に、その超えた時間を午後4時30分からの超過勤務命令時間とし、所属長が当該職員の退庁時間を確認することにより実際の超過勤務時間としていた。

洗身室、洗車場の例

港南事務所洗身室



旭事務所洗車場



作業運転日報の書式

作業運転日報										第 組		
										所長	副所長	指導員
月 日 (曜日) 天候 車両番号												
台数	地 域	作業人員	収 集 量	搬 入 時 間	搬 入 先	事務所発着時間	運 転 者	作 業 員				
1		人	t	:		(午前)	発 着	特 記 事 項				
2				:								
3				:								
4				:								
5				:		(午後)						
6				:				作業終了時 走行キロ数	km	稼働時間	分	
				:			作業開始時 走行キロ数	km	燃 料 給 油 量	軽油	ℓ	
				:			走行距離	km		オイル	ℓ	
合 計												

ここに記載された時間が午後3時50分を超えた場合に、午後4時30分からの超過勤務命令時間となっていた。

イ 指摘事項

超過勤務手当は、職員が正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた場合、その超えた時間に対して支給されるものなので、超過勤務を命令する際には、実際に正規の勤務時間を超えて業務に従事する時間及びその内容をより明確とするなどの改善を図られたい。

(7) 収集事務所の嘱託員等について見直しを求めるもの

ア 事実の概要

環境事業局では、収集事務所における電話受付等の事務に従事するため、嘱託員又はアルバイトを雇用している。

これまでの経過及び雇用の状況についてみると、平成2年に粗大ごみ収集方式を従来のステーション方式から電話申込みによる戸別収集方式に変更し、事務所内に勤務する所長以下の職員で申込みに対応する事務処理を行っていた。

その後、電話申込件数の増大等に対応するため、平成4年5月に「横浜市環境事業局事務所嘱託員就業要綱」を制定し、粗大ごみの電話申込みの受付や事務の補助のため、各事務所1名ずつ嘱託員を雇用した。

さらに、平成7年には、これまでの嘱託員雇用では、粗大ごみの電話受付業務について対応しきれなくなったため、アルバイト(17事務所43名)を雇用し、市

民からの電話受付業務に対応してきたが、平成13年1月の粗大ごみ受付センター開設に伴い、市民からの電話申込みに対する受付業務が移行したことにより、アルバイトの雇用が終了した。

嘱託員雇用関係等の過去の経過

	粗大ごみ収集等の動き	嘱託員雇用関係	アルバイト雇用関係
平成2年 10月1日	粗大ごみ収集方式をステーション方式から電話申込みによる申告制戸別収集方式に変更		
平成4年 5月15日		「横浜市環境事業局事務所嘱託員就業要綱」制定 事務所嘱託員雇用開始（17事務所17名） 業務内容：粗大ごみの電話申込みの受付や事務の補助	
平成7年 5月			電話受付アルバイト雇用開始（17事務所43名）
平成9年 1月1日	粗大ごみ収集有料化		
平成12年 12月末			電話受付アルバイト雇用終了
平成13年 1月4日	粗大ごみ受付センター開設	嘱託員の業務内容を「電話受付等事務所事務」に変更	
平成13年 11月	青葉事務所開設（嘱託員ではなくアルバイト措置で対応）		
平成14年 10月		青葉事務所に一般嘱託員を採用（計18名雇用）	
平成15年 4月		栄事務所の嘱託員退職に伴いアルバイト措置（嘱託員17名＋アルバイト1名となる。）	

平成15年度の雇用状況は嘱託員17名及びアルバイト1名となっており、その雇用理由は、電話受付等の事務を行うこととなっている。

現地調査を行った事務所における事務分担表によれば、神奈川及び旭事務所では、主に電話・窓口受付業務及び職員の事務補助を行うこととなっているが、港南事務所では分担する業務が明確になっていない。

横浜市環境事業局事務所嘱託員就業要綱における業務内容

平成10年度	平成15年度
<ul style="list-style-type: none"> 粗大ごみ申告等電話受付業務 その他局長が必要と認めること 	<ul style="list-style-type: none"> 電話受付等事務所事務 その他局長が必要と認めること

平成13年1月に粗大ごみ受付センターが開設し、粗大ごみ収集の申込方式が変わってからすでに3年が経過していることから、各事務所に対する問合せ件数も落ち着いてきており、業務も平常化しているものと考えられるが、嘱託員又はアルバイトを雇用する根拠となる業務内容や業務量の変化について精査が不十分なまま、雇用を継続している。

イ 指摘事項

嘱託員及びアルバイトを雇用する必要性について根拠が明瞭となっていないので、今後は雇用の必要性について見直し、効率的な事務の執行を図られたい。

《措置済事項》

(8) 工場要員宿舎の廃止を求めるもの

ア 事実の概要

「横浜市公舎及び宿舎規程」及び「横浜市環境事業局工場要員宿舎管理要綱」に基づき、工場での夜間緊急対応のための要員を確保するために、港南工場、保土ヶ谷工場、旭工場、都筑工場及び栄工場の5工場に計135戸の要員宿舎が設置されているが、平成14年度末の入居戸数は92戸で、平均入居率は68.1%にとどまっている。

また、要員宿舎の入居者が負担するのは、技術職員及び工場勤務の現業職員は月額6,000円、事務所勤務の現業職員は月額11,000円であり、同じ環境事業局で設置している職員住宅の入居者が負担する使用料の12,000円から15,000円と比較しても安価となっている。

平成7年度に稼働した鶴見工場及び平成13年度に稼働した金沢工場には、設備の自動化による機能の向上が図られ、緊急事態においても通常勤務する職員での対応が可能であることから、要員宿舎は設置されていない。

旭工場については、改修工事により工場内設備を更新したため、現在では鶴見工場と同程度の設備を有するにもかかわらず、従前どおり要員宿舎として職員を居住させ、平成13年度に休止した栄工場の要員宿舎にも職員を入居させている。

さらに、夜間の緊急対応としての出勤実績をみても、平成12年11月の港南工場のピット火災以降実績がない。そもそも工場は、ほぼ通年24時間稼働となっており、焼却炉の運転業務に携わる数名の職員が夜間、休日等においても必ず勤務している状況にある。

工場及び要員宿舎の一覧

	鶴見工場	港南工場	保土ヶ谷工場	旭工場	金沢工場	都筑工場
所在地	鶴見区末広町 1-15-1	港南区港南台 8-4-41	保土ヶ谷区狩場町 355	旭区白根 2-8-1	金沢区幸浦 2-7-1	都筑区平台 27-1
竣工年月日	平成7年3月31日	昭和49年3月30日	昭和55年6月30日	平成11年3月31日(改修)	平成13年3月30日	昭和59年3月31日
要員宿舎(戸数)	なし	あり(16)	あり(31)	あり(24)	なし	あり(32)
入居戸数	-	15	24	20	-	21

- ・このほか、栄工場は現在休止中だが、要員宿舎はある。32戸あり、12戸入居
- ・入居戸数はすべて14年度末現在
- ・(入居戸数)92戸 ÷ (総戸数)135戸 = (入居率)68.1%
- ・間取りは2K(4.5帖、6帖、台所)、浴室、トイレ

イ 指摘事項

工場における焼却設備の自動化等機械設備能力の向上が図られるとともに、緊急時における連絡体制が整備されていることから、緊急対応要員を確保するための要員宿舎を今後も継続して維持する必要性は見受けられないので、要員宿舎としての用途を廃止されたい。

【対象局が講じた改善内容】

環境事業局では、工場要員宿舎について、平成16年5月31日をもって新たな入居申請の受付を停止し、平成19年3月31日をもって工場要員宿舎は廃止するとの方針を平成16年2月13日に定めた。